

# 泉区連合自治会町内会長会 9月定例会

開催日時 令和7年9月19日(金)  
14:00～

## 1 市連会9月定例会報告事項

- (1) 「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集の実施について  
【政策経営局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(4)で説明〕
- (2) 「明るい終活応援講座」の実施について  
【健康福祉局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(11)で説明〕
- (3) お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について  
【資源循環局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(6)で説明〕
- (4) 災害用備蓄食料の更新に伴う無償配布について  
【総務局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(7)で説明〕
- (5) 「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」  
申請期限延長にかかるお知らせについて  
【市民局】・・・・・・・・〔その他事項(15)で説明〕

## 2 依頼報告事項

(1) 「在宅要介護者訪問歯科健診」のチラシ掲示について (担当・説明：泉区歯科医師会)	<b>掲出依頼</b> 資料1★
<広報よこはま掲載：なし>	

「在宅要介護者訪問歯科健診」のチラシについて、単位自治会町内会掲示板への掲示をお願いいたします。

【掲出期間】令和7年9月1日～令和8年1月31日(5ヶ月間)

### ◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(2) 令和7年度共同募金運動の実施について (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	<b>協力依頼</b> 資料2●
<広報よこはま掲載：なし>	

令和7年度共同募金運動の実施にあたり、自治会町内会へ協力を依頼します。  
(連合自治会ごとの目標額は戸別に席上配布します。)

### ◆依頼事項

自治会町内会長への協力依頼です。(※議案提出団体から直接送付します)

(3) 泉区内における移動販売の実施について (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	<b>情報提供</b> 資料3
<広報よこはま掲載：なし>	

泉区内で実施されている移動販売について情報提供します。

(4) 「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集の実施について (担当・説明：政策経営局経営戦略課)	事業説明
	資料4★
<広報よこはま掲載：あり(10月号)>	

横浜市は、令和8年度から令和11年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。策定にあたっての考え方や骨子を示した「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。

この「新たな中期計画の基本的方向」について、市民意見募集を行います。

意見の募集期間は令和7年9月22日(月)から令和7年10月21日(火)までです。

電子申請システム、電子メール、郵送またはFAXでご意見をお寄せください。

市民意見募集の実施については、「基本的方向」の概要と合わせて、広報よこはま10月号に掲載します。

閲覧用の冊子及び配布用の概要版を各区役所へ送付します。

また、市のホームページでもお知らせしています。

(5) 令和6年度ごみと資源の処理量等について (担当・説明：資源循環局泉事務所)	情報提供
	資料5
<広報よこはま掲載：なし>	

令和6年度の市内及び泉区のごみ量・資源化量を報告します。

併せて、小型家電回収BOX活用をお願いします。

(6) お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について (担当：資源循環局街の美化推進課・説明：資源循環局泉事務所)	情報提供
	資料6★
<広報よこはま掲載：なし>	

自治会・町内会の皆様にトイレパックをお試しいただき、災害時のトイレ対策として御家庭でトイレパックの備蓄を進めていただくことを目的としています。今回お配りするのは、品質保証期間が令和8年度までのものですので、備蓄ではなくお試し用として使用していただくをお願いいたします。

(7) 災害用備蓄食料の更新に伴う無償配布についてのご案内 (担当：総務局地域防災課・説明：泉区総務課)	周知依頼
	資料7★
<広報よこはま掲載：なし>	

防災意識の向上と食品ロス削減のため、賞味期限内の備蓄食料を無償配布します。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(8) 泉区地域防災アドバイザー派遣事業の追加募集のご案内 (担当・説明：泉区総務課)	<b>周知依頼</b>
	資料 8★
<広報よこはま掲載：なし>	

6月の区連会で御案内させていただいた、泉区地域防災アドバイザー派遣事業の追加募集をいたします。積極的に御活用いただきますよう、お願いいたします。

**◆依頼事項**

自治会町内会長への周知依頼です。

(9) 第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙の結果について (担当・説明：泉区総務課)	<b>報 告</b>
	資料 9
<広報よこはま掲載：なし>	

第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙への、区連会役員をはじめとする地域の皆様の多大な御協力に対して、感謝の意を伝えるとともに、結果を報告します。

(10) 令和7年度第14回泉区民ふれあいまつりポスターの掲出について (担当・説明：泉区地域振興課)	<b>掲出依頼</b>
	資料 10★
<広報よこはま掲載：あり(10月号)>	

開催周知用ポスターの自治会・町内会掲示板への掲出をお願いします。

【掲出期間】ポスター到着後から11月3日(月・祝)まで

**◆依頼事項**

自治会町内会長への掲出依頼です。

(11) 「明るい終活応援講座」の実施について (担当：健康福祉局福祉保健課・説明：泉区高齢・障害支援課)	<b>情報提供</b>
	資料 11★
<広報よこはま掲載：あり(10月号)>	

今般、いわゆる「終活」など、人生のエンディング期に関する市民の皆様の関心が高まってきています。

より多くの方に、最後まで自分らしい人生を送るためのヒントや、終活の内容を知っていただき元気なうちから備えることの大切さを学んでいただきたく、啓発講座を実施します。また、講座の内容を地域の中でも共有いただきたく、情報提供します。

(12) 泉土木管内工事について (担当・説明：泉土木事務所)	情報提供 資料 12
------------------------------------	---------------

(13) 泉区の治安情勢等について (担当・説明：泉警察署)	情報提供 資料 13
-----------------------------------	---------------

(14) 火災・救急状況について (担当・説明：泉消防署)	情報提供 資料 14
----------------------------------	---------------

### 3 その他

(15) 「地域の防犯力向上緊急補助金」及び 「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の申請期限延長について (担当：市民局地域防犯支援課、地域活動推進課・説明：泉区地域振興課)	情報提供 資料 15
<広報よこはま掲載：なし>	

「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、申請期限を延長することとし、各自治会町内会・地区連合町内会に向けて8月下旬に郵送にて情報提供させていただきました。

是非、本補助金のご活用についてご検討ください。

**10月定例会 日時：令和7年10月17日（金）午後2時30分から**

**会場：4ABC会議室**

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

(案)

令和7年9月19日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和7年度 9月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

9月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、9月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

【送付物一覧】

	送付物	部数
1	「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集の実施について 区連会議題 4 【政策経営局経営戦略課】	1部
2	お試用トイレパックの自治会・町内会への配布について 区連会議題 6 【資源循環局街の美化推進課】	1部
3	災害用備蓄食料の更新に伴う無償配布についてのご案内 区連会議題 7 【総務局地域防災課】	1部
4	泉区地域防災アドバイザー派遣事業の追加募集のご案内 区連会議題 8 【泉区総務課】	1部
5	「明るい終活応援講座」の実施について 区連会議題 11 【健康福祉局福祉保健課】	1部
6	「在宅要介護者訪問歯科健診」のチラシ掲示について 区連会議題 1 【泉区歯科医師会】	掲出部数
7	令和7年度第14回泉区民ふれあいまつりポスターの掲出について 区連会議題 10 【泉区地域振興課】	掲出部数

事務局 泉区役所地域振興課 担当：三浦 TEL 800-2391

【参考】

送付資料は「泉区連合自治会町内会長会」ホームページにも掲載していますので、併せてご活用ください（※区連会の翌営業日までに掲載予定です）。

URL : <http://www.izumikuren.net/information.php>

泉区連合自治会町内会 > 区役所からのお知らせ

> 泉区連合自治会町内会長会定例会資料

泉区連合自治会町内会



自治会町内会 会長様 各位

## 「訪問歯科健診案内」 ご掲示お願い

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、横浜市歯科健診事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年9月1日～令和8年1月31日の期間に、横浜市委託事業として在宅要介護者を対象とした『訪問歯科健診』を実施することとなりました。平成29年から継続して実施され、今回9回目の事業となります。横浜市内の対象者480名様限定となっております。「訪問歯科健診案内」のご掲示ご協力お願い致します。また該当される対象者様がいらっしゃいましたら、ご周知のほどお願い申し上げます。

### <目的>

横浜市では、在宅で療養している要介護者の『低栄養、重症化予防・口腔機能改善とその効果検証』を行っております。要介護状態の在宅高齢者にとって、歯科治療が必要にも関わらず通院できず、不適合な入れ歯や歯周病を放置した結果、咀嚼・嚥下障害を起し、低栄養状態からの転倒・骨折や誤嚥性肺炎の発症リスクが高まります。これらを防ぐ為に、継続的な歯科治療や歯科衛生士による専門的口腔ケアが重要であると考えます。この健診事業は、歯科疾患の早期発見・早期治療に結び付ける要介護状態の在宅高齢者の方へ、とても有意義な健診事業であると考え実施しております。

### <対象者>

下記の①及び②に該当される方

- ① 市内在住で、歯科健診に行くことが出来ない 在宅の75歳以上・要介護3以上の方  
※要支援1・2 要介護1・2の方は、内科等医科の定期的な訪問診療を受けている場合、本事業の対象となります
- ② 健診を受けるにあたり、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・管理を受けてない方

### <期間>

令和7年9月1日～令和8年1月31日 (5ヶ月間)

### <自己負担>

無料

尚、掲示物を同封しております。町会掲示板へのご掲示のご協力をお願い申し上げます。

令和7年9月吉日

泉区歯科医師会

泉区在宅歯科医療連携室・歯科訪問診療相談室

お問い合わせ先：☎0120-740-648

FAX：0120-740-647

**無料**

～健康は健口(けんこう)から～

先着**480**名限定

# 訪問歯科健診

この事業は、横浜市の令和7年度在宅要介護者訪問歯科健診事業により実施します。

## 《事業実施期間》

令和7年9月1日～令和8年1月31日

加齢に伴う口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など高齢者のADL（日常生活動作）に大きく影響します。

そこで、通院が困難な在宅高齢者を対象に、訪問歯科健診を行うことにより、早期対応及び口腔機能の改善を図ります。

### ◆実施内容

◇対象者：・市内在住で歯科健診に行くことができない75歳以上（神奈川県後期高齢者医療制度対象者）で**要介護3以上※**の方

※ **要支援1・2、要介護1・2**の方は、内科等の定期的な訪問診療を受けている場合に**本事業の対象となります。**

・現在、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・管理を受けている方は対象外

◇内容：無料で、歯科医師によるむし歯、歯周病のチェック、お口の機能のチェック、歯科衛生士による歯みがきアドバイス等を行います。

\*むし歯等の問題が見つかった場合で、診療、治療につながった場合は、保険診療となります。

◇自己負担：**無料**

◇申込方法：下記問合せ先までお電話・申込書(裏面)に必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込み下さい。

「訪問歯科健診」に関する問合せ・申込は泉区歯科医師会  
泉区在宅歯科医療連携室 歯科訪問診療相談室

電話☎：0120-740-648 FAX：0120-740-647



一在宅要介護者訪問歯科健診事業一  
横浜市・(一社)横浜市歯科医師会



各地区連合自治会町内会長 様

共同募金会横浜市泉区支会  
支会長 中山 懐利

## 令和7年度共同募金運動の実施について（ご依頼）

平素より共同募金運動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年度も、10月1日より「赤い羽根共同募金運動」が始まります。引き続きご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

各自治会町内会長様には、募金活動の実施について改めてご案内し、目標額（目安額）も併せてお知らせいたします。なお、募金はいくまで任意のご寄付ですので、金額の指定は行わないようお願いいたします。

また、各連合単位に対し、事務手数料として共同募金交付金10,000円と、「共募だより」配布手数料を、指定口座へ振り込みます。振込先の確認のため、下記の書類のご提出をお願いいたします。詳細な金額等は後日改めてご連絡いたします。

### 【依頼事項】

#### ・別紙「振込口座回答表」のご確認・修正・提出

※昨年度ご記入いただいた振込先を記載しております。修正がある場合は、二重線で訂正のうえご提出ください。

※日本赤十字社会費の地区交付金も同口座へ振込予定です。

#### ・提出期限：令和7年10月17日（金）必着

※FAXまたは同封の返信用封筒にてご提出ください。

【事務局】横浜市泉区社会福祉協議会 担当：土居・齋藤

〒245-0023 泉区和泉中央南5-4-13 相鉄ライフいずみ中央M3階

電話：045-802-2150 FAX：045-804-6042

令和7年度泉区共同募金目標額(目安額) [資料]

連 合 名	※世帯数	一 般 募 金		年末たすけあい 目標額20円 (C)	合計315円 (A+B+C)
		広域目標額 160円(A)	地域目標額 135円(B)		
中 川	5,759世帯	921,440円	777,465円	115,180円	1,814,085円
緑 園	4,578世帯	732,480円	618,030円	91,560円	1,442,070円
新 橋	2,519世帯	403,040円	340,065円	50,380円	793,485円
和泉北部	2,637世帯	421,920円	355,995円	52,740円	830,655円
和泉中央	5,877世帯	940,320円	793,395円	117,540円	1,851,255円
下和泉	1,855世帯	296,800円	250,425円	37,100円	584,325円
富士見が丘	2,591世帯	414,560円	349,785円	51,820円	816,165円
上飯田	3,257世帯	521,120円	439,695円	65,140円	1,025,955円
上飯田団地	1,123世帯	179,680円	151,605円	22,460円	353,745円
いちょう団地	1,733世帯	277,280円	233,955円	34,660円	545,895円
中 田	9,709世帯	1,553,440円	1,310,715円	194,180円	3,058,335円
しらゆり	1,660世帯	265,600円	224,100円	33,200円	522,900円
連合合計	43,298世帯	6,927,680円	5,845,230円	865,960円	13,638,870円
連合未加入	1,503世帯	240,480円	202,905円	30,060円	473,445円
そ の 他 の 募 金		2,880円	3,523,055円	87,860円	3,613,795円
合 計		7,171,040円	9,571,190円	983,880円	17,726,110円

※共同募金は、社会福祉法の規程により、あらかじめ募金目標額と配分計画を定めて寄付金募集を行う「計画募金」です。

※ここにお示した金額は、令和7年4月1日現在の世帯数を基本として積算していますが、各自治会町内会で把握されている世帯数にもとづきご協力をお願いします。

NO.〇〇  
〇〇様

共同募金会横浜市泉区支会  
支会長 中山 懐利

## 令和7年度 共同募金の実施について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より共同募金運動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年度も、10月1日より全国一斉に共同募金運動が展開されます。皆様からの募金は、地域福祉の推進や福祉団体への支援に活用される大切な財源です。趣旨をご理解のうえ、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

### 【1 募金の納入方法】

#### （1）郵便局での払込

- ・同封の「払込取扱票」を郵便局の窓口で使用すると、手数料が免除されます。  
※ATMをご利用の場合は手数料がかかりますのでご注意ください。
- ・詳細は別紙をご参照ください。領収書が必要な方は、事務局までご連絡ください。

#### （2）事務局（横浜市泉区社会福祉協議会）への持参

- ・ご持参いただく場合は、以下の窓口までお願いします。  
横浜市泉区社会福祉協議会（相鉄ライフいずみ中央M3階 泉ふれあいホーム内）  
受付時間：平日 9:00～17:00  
※土曜日・日曜日・祝日は受付できませんので、ご了承ください。

### 【2 納付期間について】

納付期間：令和7年10月1日（水）～12月24日（水）

※可能な範囲で、期間内のご納付にご協力いただけますと幸いです。期限を過ぎる場合も受付可能ですが、事前にご一報いただけますようお願いいたします。

### 【3 募金目安額について】

戸別募金については、令和7年2月の泉区連合自治会町内会長会にて、1世帯あたり315円を目安とすることが了承されています。あくまでも「目安」ですので、金額にこだわらずご協力いただけますようお願いいたします。

対象世帯数	合計 315 円 (A+B+C)	広域（県域）目安額 160 円 (A)	地域（区域）目安額 135 円 (B)	年末たすけあい 目安額 20 円 (C)
〇〇世帯	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円

※共同募金は、社会福祉法の規定により、あらかじめ募金目標額と配分計画を定めて寄付金募集を行う「計画募金」です。募金の目安となる世帯数については、令和7年9月1日現在の世帯数を参考に算出しています。

【事務局】横浜市泉区社会福祉協議会 担当：土居・齋藤  
〒245-0023 泉区和泉中央南5-4-13 相鉄ライフいずみ中央M3階  
電話：045-802-2150 FAX：045-804-6042

# 令和7年度 共同募金資材送付内訳書

NO.〇〇

〇〇 様

種 類	送 付	取 扱 説 明
赤い羽根共同募金運動 実施に際しての注意点 (自治会町内会長用)	〇部	戸別募金を行っていただく際の注意点を記載しておりますのでご一読ください。
赤い羽根共同募金運動 実施に際しての注意点 (班長用)	〇部	班長用に戸別募金を行っていただく際の注意点を記載しておりますのでご一読ください。
三つ折リーフレット (あかいはね)	〇部	募金の趣旨・用途などについて書かれています。班長が各世帯へ募金を依頼する際の参考としてご使用ください。
委嘱状 (班長用)	〇部	班長が各世帯へ募金を依頼する際、神奈川県共同募金会より募金活動を委嘱された証としてご提示ください。
領収書 (1冊50枚)	〇冊	会長より各班長へ、世帯数分お預けいただき、班長が募金された世帯に発行する領収書です。泉区では「年末たすけあい」の寄付金も含め、1世帯あたり315円を目安として募金しています。
募金封筒	〇部	各世帯からの募金の収納用にご使用ください。
ポスター (A4)	〇枚	自治会・町内会の掲示板に掲示をお願いいたします。
令和7年度 共同募金実施要領	1部	共同募金の趣旨、配分計画、募金方法など共同募金の基本的事項を明らかにしたものです。
郵便局での 払い込みにあたり	1枚	募金を郵便局で払い込む際の留意事項について記載しておりますのでご一読ください。
払込取扱票	1枚	郵便局で払い込まれる際にご使用ください。

【連絡先】共同募金会横浜市泉区支会

事務局：横浜市泉区社会福祉協議会（担当：土居・齋藤）

〒245-0023 泉区和泉中央南5-4-13 相鉄ライフいずみ中央M3階

電話：045-802-2150 FAX：045-804-6042



# 赤い羽根共同募金運動実施に際し ご注意いただきたい点について



自治会町内会長ならびに各班長の皆さまには、例年、共同募金運動に多大なご協力をいただき、深くお礼申し上げます。皆さまのご協力のおかげで毎年たくさんのご寄付が寄せられ、区内および県内の社会福祉事業や、震災・水害等の災害被災地支援等に活用されています。

お忙しいなか大変恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき赤い羽根共同募金運動にご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 1 募金目標額

共同募金は、計画に基づき配分するため、あらかじめ募金の目安額を設定しています。今年度の目安額は、泉区連合自治会町内会長会のご承認をいただき、以下のとおり設定しています。

自治会町内会加入世帯一世帯あたり	目安額 315 円 ※あくまでも目安額であり、実際の寄付金額の多寡は問いません
自治会町内会世帯数の考え方	自治会町内会加入世帯数 ※広報配布世帯数ではありません

※寄付は任意です。お示ししている金額はあくまでも目安額ですので、決してノルマではありません。戸別世帯への募集に際しては、ご寄付をいただく方に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願いします。

## 2 募金活動実施に際してご注意いただきたい点

戸別訪問により募金活動を行う自治会町内会は、以下の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

### ①「ボランティア委嘱状」を携帯してください。

委嘱状は、募金ボランティアとして神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明としてご活用いただけますので、戸別訪問する際はご携帯くださいますようお願いいたします。

なお、氏名欄についてはお手数ですが各自治会町内会でご記入をお願いします。

### ②領収書を発行してください。

ご寄付いただいた方にはお手数ですが領収書をお渡しく下さい。なお、寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。

### 3 募金納入方法

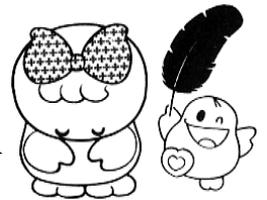
寄付金が集まりましたら、自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、以下のいずれかの方法でご納入いただきますよう、お願い申し上げます。

郵便局からの振り込み	口座記号No.：00280-5-110724 加入者名：社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市泉区支会 同封の振込取扱票で郵便局の窓口にてお振込みください。 ※ATMをご利用される場合は手数料がかかりますのでご注意ください。
事務局窓口に持ち込み  受付時間： 月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:00	泉区和泉中央南5-4-13 相鉄ライフいずみ中央M3階 泉ふれあいホーム内（※相鉄ローゼンいずみ中央店上階） 事務局：横浜市泉区社会福祉協議会 電話：045-802-2150 ※受付時間外にご持参いただく場合は、事前にご連絡ください。常勤職員が不在の場合、受付ができないことがございます。

### 4 納入期間 令和7年10月1日（水）～令和7年12月24日（水）

※上記の期間を過ぎる場合は、事務局までご一報いただけると幸いです。

今年も皆さまのご協力をよろしくお願いいたします



～お問い合わせ～

共同募金会横浜市泉区支会

（事務局：横浜市泉区社会福祉協議会）

電話：045-802-2150 FAX：045-804-6042



# 赤い羽根共同募金運動実施に際し

## ご注意いただきたい点について



自治会町内会長ならびに各班長の皆さまには、例年、共同募金運動に多大なご協力をいただき、深くお礼申し上げます。皆さまのご協力のおかげで毎年たくさんのご寄付が寄せられ、区内および県内の社会福祉事業や、震災・水害等の災害被災地支援等に活用されています。

お忙しいなか大変恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき赤い羽根共同募金運動にご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 1 募金目標額

共同募金は、計画に基づき配分するため、あらかじめ募金の目安額を設定しています。今年度の目安額は、泉区連合自治会町内会長会のご承認をいただき、以下のとおり設定しています。

自治会町内会加入世帯一世帯あたり	目安額 315 円 ※あくまでも目安額であり、実際の寄付金額の多寡は問いません
自治会町内会世帯数の考え方	自治会町内会加入世帯数 ※広報配布世帯数ではありません

※寄付は任意です。お示ししている金額はあくまでも目安額ですので、決してノルマではありません。戸別世帯への募集に際しては、ご寄付をいただく方に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願いします。

### 2 募金活動実施に際してご注意いただきたい点

戸別訪問により募金活動を行う自治会町内会は、以下の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

#### ①「ボランティア委嘱状」を携帯してください。

委嘱状は、募金ボランティアとして神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明としてご活用いただけますので、戸別訪問する際はご携帯くださいますようお願いいたします。

なお、氏名欄についてはお手数ですが各自治会町内会でご記入をお願いいたします。

#### ②領収書を発行してください。

ご寄付いただいた方にはお手数ですが領収書をお渡しく下さい。なお、寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。

### 3 募金納入方法

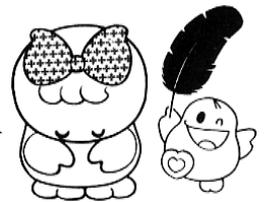
寄付金が集まりましたら、自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、以下のいずれかの方法でご納入いただきますよう、お願い申し上げます。

郵便局からの振り込み	口座記号No. : 00280-5-110724 加入者名 : 社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市泉区支会 同封の振込取扱票で郵便局の窓口にてお振込みください。 ※ATMをご利用される場合は手数料がかかりますのでご注意ください。
事務局窓口に持ち込み  受付時間 : 月曜日～金曜日(祝日除く) 9:00～17:00	泉区和泉中央南5-4-13 相鉄ライフいずみ中央M3階 泉ふれあいホーム内 (※相鉄ローゼンいずみ中央店上階) 事務局 : 横浜市泉区社会福祉協議会 電 話 : 045-802-2150 ※受付時間外にご持参いただく場合は、事前にご連絡ください。常勤職員が不在の場合、受付ができない場合がございます。

### 4 納入期間 令和7年10月1日(水)～令和7年12月24日(水)

※上記の期間を過ぎる場合は、事務局までご一報いただけると幸いです。

今年も皆さまのご協力をよろしくお願いいたします



～お問い合わせ～

共同募金会横浜市泉区支会

(事務局 : 横浜市泉区社会福祉協議会)

電話 : 045-802-2150 FAX : 045-804-6042



# 令和7年度 共同募金実施要領

## ～ つながりをたやさない社会づくり ～

### 社会福祉法人神奈川県共同募金会

本格化する少子高齢化・人口減少は、社会・経済・地域活動など、さまざまな分野に影響を及ぼしています。

地域においては、コロナ禍以降も住民同士の交流が希薄化し、社会的孤立がより顕著となり、地域のなかでのつながりの再構築や居場所づくりが必要となっています。

また、物価高騰による生活困窮者や社会的養護が必要な子ども達への対応といった課題が多様化、複雑化し、さらに全国各地で多発、激甚化する災害時の被災者支援など、それぞれの地域で安心して生活していくための喫緊の社会的課題も提起されています。

共同募金会では、住民一人ひとりが地域社会とつながって安心して生活できるように、地域を共に創っていく「地域共生社会」を実現していくために、草創期から提唱してきた“たすけあいの心の普及”のもと、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会をはじめ、福祉分野に留まらずさまざまな業界と連携しながら組織活動を展開していきます。

ことしで79回目となる共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに社会的課題に対する“緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災者支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

## I 共同募金の役割

### 1. 総合的な募金運動

共同募金は、地域福祉を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

### 2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

### 3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

### 4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

### 5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

### 6. 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

## II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

## III 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和7年10月1日(水)から3月31日(火)までの6カ月間を実施期間とします。

ただし、市区町村を単位として実施する共同募金は、各地域の事情等に配慮して、従前と同様、12月31日までの3カ月間を募金期間とすることに差し支えありません。

なお、寄付金は、年間を通じていつでも受け入れることができます。

また、県共同募金会では、1月から3月までの3カ月間を強化期間として、県内を拠点とする企業等との協働事業を推進します。

#### IV 令和7年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第119条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和7年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和7年度募金目標額(配分計画額)	12 億円
◆ 赤い羽根募金(一般募金)	8億2,268万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動	3億188万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動	2億350万円
3. 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業	6,880万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業	3,500万円
5. 子ども食堂等を対象としたボランティアな活動支援事業	2,000万円
6. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
7. 国内大規模災害時に緊急に対応する資金	3,600万円
8. ポストコロナ社会における緊急支援事業および災害対応事業	1,000万円
9. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業	323.6万円
10. 県共同募金会が行う事業	8,060.4万円
11. 市区町村支会が行う事業	5,866万円
◆ 年末たすけあい募金	3億7,732万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの季節性高い活動を支援するための資金。

#### V 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力が得られるように次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者に誤解を招かないように実施します。

##### 1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。

(1) 戸別募金は、基本的にボランティアが各家庭を訪問して、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるよう努めます。

(2) 寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分に配慮して実施します。

(3) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。

また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。

(4) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な用途の周知を図り、事業を展開していきます。



- (5) 寄付金を受け入れた時は、所定の領収書を発行して適正に取り扱います。
- (6) 高額の寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。

## 2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 街頭募金は、募金期間開始後、当該支会の地域内の主要な地点において、継続的に実施できるようボランティアの参加を広く呼びかけるとともに、通行の妨げにならないよう人員の配置などに留意して計画的に行います。
- (2) 拡声器や音声等再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなど、募金活動時の状況に応じた対応に配慮して実施します。
- (3) 掲示物（ラミネート、パネル等）やチラシボックスを設置するなど、「視覚」による協力の呼びかけも効果的な手段のひとつとして採用します。
- (4) 寄付者に対しては、領収書の代用として“赤い羽根”もしくは“赤い羽根シール”を配付し、共同募金運動の広報・啓発に積極的に努めます。
- (5) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち会って実施します。



## 3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業が製造・販売する商品等による物品寄付を受け入れて、社会福祉施設の利用者や生活困窮者への現物配分事業を実施します。



## 4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。



## 5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) バッジ等の募金グッズを活用する募金方法を実施する際は、販売行為と誤解を受けないようにご留意いただきながら、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。



## 6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事の際に呼びかける募金です。各チームや地元自治会が示している注意事項等を踏まえたうえで、募金活動を実施します。

- (1) 各チームが実施するイベント会場や試合会場で、チームキャラクターとコラボグッズ等による募金・広報活動を展開します。
- (2) 各チーム所属の選手が提供したサイン入りグッズを、チャリティーオークションに出展し、落札された金額を寄付金として受け入れます。
- (3) 福祉まつりや福祉大会など、当該地域内で開催されるさまざまなイベント事業に参加して、募金・広報活動を展開します。



## 7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

- (1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。
- (2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)
- (3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。
- (4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

## VI 配分事業の展開

### 1. 配分審査

令和7年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和7年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

### 2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和8年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和7年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

### 3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で使途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。



## VII 寄付金の取り扱い

### 1. 寄付金の管理

- (1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。
- (2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

### 2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

## VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。

# 『郵便局での払い込みにあたり』

郵便局から払い込まれる際は、同封した青い「払込取扱票」を用いて窓口を利用されると手数料免除となります。ATMをご利用されると、手数料が必要となりますのでご注意ください。

また10万円以上の募金を払い込みいただく際に、ご依頼人の欄に団体名を記入されると、団体の会則と払い込みにいらした方の身分証明の提示を求められる場合があります。10万円以上の募金を払い込みいただく際は、ご依頼人の欄には、窓口で払い込みに行かれる方の住所・氏名をご記入いただきますようお願いいたします。

併せて、郵便局へ払い込みに行かれる際には、窓口でいらした方のご本人を確認する証明書（免許証、保険証、パスポートなど）の提示が必要になりますので、ご持参いただきますようお願いいたします。

なお、ご依頼人の欄に個人名を記入することに支障がある場合は、事務局までご連絡ください。その他、ご不明な点がございましたら、事務局までご連絡ください。

神奈川県共同募金会横浜市泉区支会事務局  
 【泉区社会福祉協議会内（相鉄ライフいずみ中央M3階）】  
 ☎（802）-2150 担当：土居・齋藤

## 払込取扱票記入見本

99		払込取扱票										振替払込請求書兼受領証			
口座記号番号		002805110724										002805110724			
加入者名		社会福祉法人 神奈川県共同募金会横浜市泉区支会										社会福祉法人 神奈川県共同募金会横浜市泉区支会			
金額		千 百 十 万 千 百 十 円										金額			
料金		備考 免										金額			
ご依頼人・通信欄		自治会町内会名・団体名 ( ○○町内会 )										おなまえ 様			
日附印		金額をご記入 ください										日附印			
ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。(承認番号東第62137号)		郵便局に行かれる方の 連絡先をご記入ください。										料 金 (消費税込) 円			
これより下部には何も記入しないでください。												備考			

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。  
 記載事項を訂正した場合は、その箇所は訂正印を押してください。  
 この受領証は、大切に保管してください。



地区連合自治会町内会長 様

泉区連長会資料  
令和7年9月19日  
泉区社会福祉協議会

## 泉区内における移動販売の実施について（情報提供）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本会事業へのご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、地域商店の減少や高齢化の進行により、日常の買い物に不自由を感じる方が増えており、移動販売はその解決策として期待されております。

泉区においても、主に高齢者や交通手段を持たない方々など、いわゆる「買い物困難者」への支援を目的に、地域ケアプラザと連携し、地区社協や自治会町内会、シニアクラブ等、地域の方々と移動販売の実施に向けた検討を進めております。

つきましては、現在の実施状況について情報提供させていただくとともに、移動販売の実施について検討を行いたい場合は、私共区社協または地域ケアプラザにご相談いただきますようお願いいたします。

### <資料>

- ・ 泉区内で実施されている・実施を予定している移動販売について ※裏面参照
- ・ 地図（実施場所①～⑭）
- ・ 参考）マルエツ作成移動スーパー周知ちらし

【連絡先】 泉区社会福祉協議会

生活支援コーディネーター 丸山

電話 045-802-2150

FAX 045-804-6042

## 泉区内で実施されている・実施を予定している 移動販売について (R7.9.10 現在)

### 1 ぽかぽかマート

魚屋さん、八百屋さん、パン屋さんが販売

下和泉、富士見が丘地区のエリア3か所で実施している。

### 2 マルエツ移動スーパー (9月から順次実施予定)

区内 11 か所

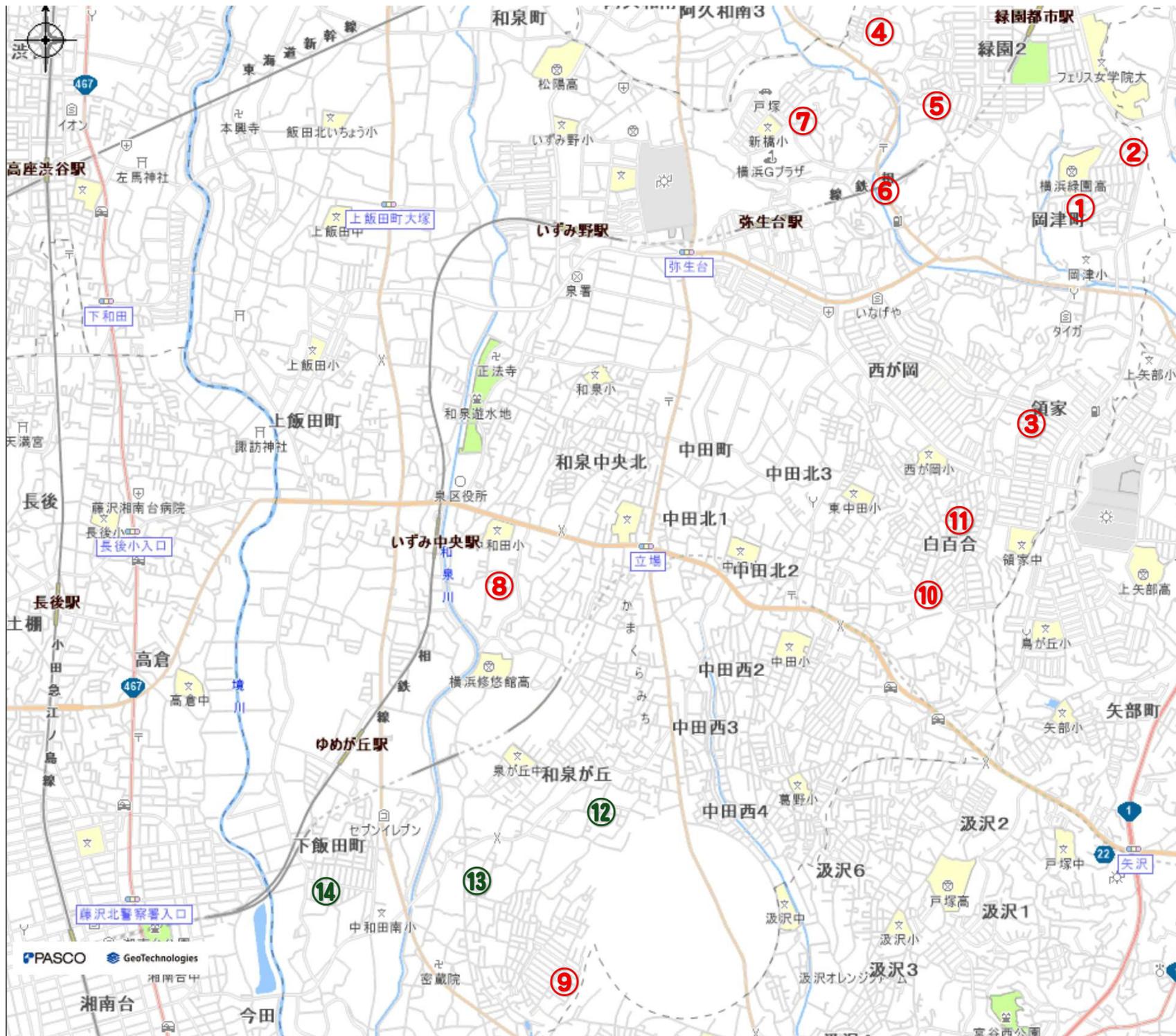
地区	実施件数	実施場所
新橋地区	4 か所	新橋連合自治会館 / 天神の森公園 / 市営新橋住宅 順礼坂公園
しらゆり地区	2 か所	しらゆり公園 / 岡津田向公園
和泉中央地区	1 か所	和泉町第三公園 (R8.3月まで) R8.4月より、和泉中央南ハイツ敷地内に移動予定
中川地区	3 か所	岡津宮ノ谷公園 / 岡津公園 山手台クラブハウス壺番館 (領家)
富士見が丘地区	1 か所	神明社前広場

### 販売スケジュール (予定) と開始時期について

	月	火	水	木	金
10:30 ~11:00		新橋連合自治会館 ☆9/23(火・祝) 開始	しらゆり公園 ☆9/17(水)開始	順礼坂公園 (調整中)	天神の森公園 (調整中)
11:45 ~12:15		市営新橋住宅	岡津田向公園 ☆9/17(水)開始	和泉町第三公園 ☆9/18(木)開始	
14:30 ~15:00		岡津公園	山手台 クラブハウス 壺番館		
15:45 ~16:15			岡津宮ノ谷公園	神明社前広場 ☆10/2(木)開始	

### 3 その他

- ・ローソン移動販売：上飯田地区内の福祉施設2か所で販売 (地域の方の利用も可能)
- ・移動スーパーとくし丸：契約した個人宅前で販売 (泉区内ほぼ全てのエリア対象範囲)



マルエツ移動スーパー

○自治会町内会等が主催

中川地区

- ① 岡津公園
- ② 岡津宮ノ谷公園
- ③ 領家クラブハウス壱番館

新橋地区

- ④ 市営新橋住宅
- ⑤ 天神の森公園
- ⑥ 新橋連合自治会館
- ⑦ 順礼坂公園

和泉中央地区

- ⑧ 和泉町第三公園

富士見が丘地区

- ⑨ 神明社前広場

しらゆり地区

- ⑩ しらゆり公園
- ⑪ 岡津田向公園

ぽかぽかマート

○実行委員会が主催

下和泉地区

- ⑫ かけカフェ前
- ⑬ 下和泉連合町内会館

富士見が丘地区

- ⑭ 下飯田町908-6付近

とくし丸移動販売

○個人契約

上飯田町以外のエリアで運行

しらゆり地区に  
移動スーパーが  
やってくる!

# 9月17日(水)より 毎週水曜日開催

目で見てお買物できる移動販売!

店舗と同じ価格でご提供します!



**約500品目**を積んで**2台の車**でお伺いします!

惣菜・弁当・魚・肉・野菜・果物・パン・菓子・一般食品・日用品

ご希望の商品が店舗で取り扱いがあれば次回の運行時に持参し販売します

お買い物袋をお持ちください。(レジ袋は有料です) ※酒・たばこの販売はございません。

お支払いは、**現金、クレジットカード、電子マネー**で



使用できます!



移動販売手数料として1点お買上げで11円(税込)が加算されます。  
ただし上限5点55円まで(6点目から加算されません。)

◆しらゆり公園

時間: 10:30~11:00

◆田向公園

時間: 11:30~12:00

協力: しらゆり連合

しらゆり地区社会福祉協議会

踊場地域ケアプラザ

※交通状況などにより遅れが生じる場合があります。

※雨天でも開催 台風・積雪など交通に危険が伴う場合、中止させていただきます。



## 「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集の実施について【事業説明】

## 1 趣旨

横浜市は、2026年度（令和8年度）から2029年度（令和11年度）までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。

この度、計画策定にあたっての考え方や骨子をお示しする「新たな中期計画の基本的方向」を取りまとめました。この「基本的方向」に関する市民意見募集を9月22日(月)から10月21日(火)まで実施します。

つきましては、地域の皆様から多くのご意見をいただきたく、市民意見募集について、各区連会9月定例会でお知らせしたいと考えております。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

## 3 内容

次の内容を記載した資料を単位会長あてに送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1) 「新たな中期計画の基本的方向」の概要版

(2) 市民意見募集の実施

【実施期間】令和7年9月22日(月)から令和7年10月21日(火)まで

【提出方法】以下の方法でご提出ください。

・横浜市電子申請・届出システム\*（右の二次元コードより）

※9月22日(月)よりご利用いただけます。

・電子メール ・郵送 ・FAX



## 4 参考

## 新たな中期計画の策定スケジュール（予定）

2025年（令和7年）9月 「新たな中期計画の基本的方向」  
策定にあたっての考え方や骨子をお示ししています。

広報よこはま  
10月号

基本的方向に対する市民意見募集の実施等

2025年（令和7年）11月頃 素案の策定  
具体的な目標や取組内容をお示しします。

広報よこはま

素案に対するパブリックコメントの実施等  
（2026年（令和8年）1月頃～2月頃）

2026年（令和8年）5月頃 原案の策定

政策経営局経営戦略課

担当 細谷、井上

電話 045-671-3477 /FAX 045-663-4613

メール ss-keiseiryaku@city.yokohama.lg.jp

# 新たな中期計画の 基本的方向

新たな中期計画の策定に向けて、皆様のご意見をお聴かせください

## はじめに

横浜市は、2026(令和8)年度から2029(令和11)年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。

この度、計画策定にあたっての考え方や骨子をお示しする「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。

横浜市役所が組織・人材の力を存分に発揮し、市民や団体、企業の皆様とともに、〈14の政策分野からなる総合的な取組〉と〈横浜の成長・発展に向けた横断的な取組〉により、横浜に関わる全ての人々が前を向き、未来に希望を抱くことができる「明日をひらく都市」の実現を目指します。

市民の皆様のご意見をぜひ、お寄せください。

## 新たな中期計画の指針

2040年頃の横浜のありたい姿として、共にめざす都市像「明日をひらく都市」を継承します。

共にめざす都市像

## 明日をひらく都市

OPEN × PIONEER  
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直す必要があります。

私たちのまち横浜は、

150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、つくってきた今の横浜。これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人々の「明日をひらく都市」であり続けたい。  
様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。  
多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。  
たくさんの人が集い、明日を感じ、語りあえる都市。  
多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。  
自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。  
横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての人々が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、世界のどこにもない都市を共につくりましょう。  
明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。

横浜市は、市民目線での政策推進に向け、あらゆる機会を捉えて、多様な手段により市民の皆様のご意見を伺う取組を進めています。

新たな中期計画の策定前に、市民の皆様のご意見や日々の暮らしへの意識、こどもの考える未来の横浜についてのご意見を聴いてきました。

## ▶ 横浜への意識

暮らしやすいまち  
**85.4%**

住み続けたいまち  
**84.9%**

人にすすめたいまち  
**71.1%**

## ▶ 日々の暮らしへの意識

### 日常生活の困りごと

自分の老後	43.6%
自分の病気や健康	36.2%
景気や生活費	34.0%
家族の病気や健康、生活上の問題	33.0%
犯罪や防犯	14.7%

### これからの横浜に求めること

医療提供体制が充実している	47.9%
こどもを安心して育てられる	43.2%
高齢者や障害のある人も暮らしやすい	40.2%
災害に強い	31.8%
犯罪が起きにくい	30.7%

### 横浜の魅力

ショッピング施設が充実しており、買い物が便利	53.6%
道路鉄道網が発達しており、買い物が便利	42.4%
海や港が身近	35.9%
まとまった緑地などの自然	29.2%
国際的な雰囲気	20.2%

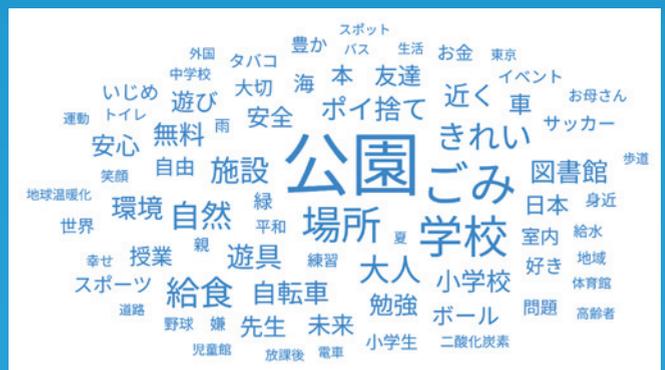
出典：市民生活・needs調査

調査概要：【対象】 満15歳以上の横浜市民 【期間】 令和7年7月 【回答】 3,752件  
【対象】 満18歳以上の横浜市民 【期間】 令和6年6月 【回答】 2,597件

## ▶ こどもの考える未来の横浜



テキストマイニングによって子どもワークショップ及びデジタルを活用した意見募集にて寄せられたこどもの声を分析。分析にあたっては、名詞のみを抽出。「横浜」のような前提となる言葉は除外し、「ごみ」と「ゴミ」のような表記の違いは同義語に設定。



※ユーザーローカルAIテキストマイニングによる分析

### 寄せられた声の概要

街の美化や自然保護、安心して遊べる公園の整備、学校給食の充実、いじめや差別のない社会づくりなど、多様で真摯な願いがつつられています。こどもたちは、身近な体験から社会課題を感じ取り、よりよい横浜を実現するためのアイデアを自分の言葉で力強く発信しています。(ChatGPT-4oによる要約)

調査概要：(1)子どもワークショップ 【対象人数】市内在住の小中学生24名 【実施日】 令和7年6月1日  
(2)デジタルを活用した意見募集 【対象】 18歳以下の横浜市民 【実施期間】 令和7年6月 【回答】 473件

# 共にめざす都市像「明日をひらく都市」へ

OPEN × PIONEER 2040 YOKOHAMA

戦略

## 市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展

人にやさしいまち・世界を魅了するまち

### <市民生活の安心・安全>

あらゆる世代・多様な市民の皆様が安心・安全を基本に、自分らしくいきいきと暮らすことのできる「住みたい・住み続けたいまち」を目指します

### <横浜の持続的な成長・発展>

世界をリードする都市として持続的に成長・発展することで未来に希望を抱くことができる「選ばれるまち」を目指します

## 総合的な取組

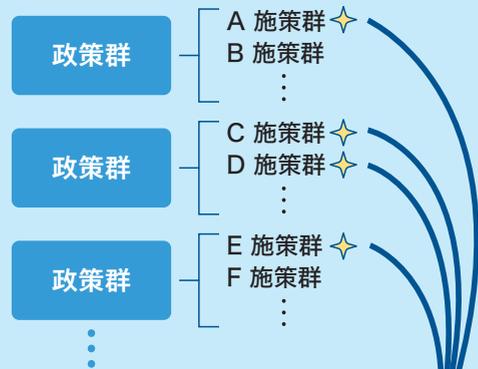
### 政策の分野 (14の政策群)

毎日の安心・安全	暮らし・コミュニティ
防災・減災	交通
医療	スポーツ・文化
子育て	産業・にぎわい
教育	まちづくり
高齢・長寿	環境
障害児・者	みどり

### 施策群

政策群は、政策分野に関連する取組をまとめた施策群で構成。

各施策群は個別の分野別計画と連動、アウトカム指標により進捗管理



## 横断的な取組

テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた

## 「明日をひらく 都市プロジェクト」<sup>★</sup>

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営をさらに推進し、施策の推進と財政の健全性の維持を両立

### 市役所の改革「行政運営の基本方針」

～ リ・デザイン(市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革)～

### 市政運営の土台「横浜市 of 持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～ 「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション～

## 取組の方向性

### ▶ 総合的な取組「14の政策群」

#### 毎日の 安心・安全



防犯対策の推進  
生活基盤のインフラの安全確保

#### 暮らし・ コミュニティ



地域協働・共創の推進  
多文化共生の推進  
図書館ビジョンの実現

#### 防災・減災



地震防災戦略の推進  
下水道浸水対策プランの推進

#### 交通



地域の移動手段の確保・支援  
交通ネットワークの充実

#### 医療



総合的ながん対策の推進  
医療提供体制の確保

#### スポーツ・ 文化



市民が「する」「見る」「触れる」  
スポーツ・文化の充実、環境整備

#### 子育て



預けやすいまちの推進  
経済的・時間的ゆとりの創出  
こどもの体験機会の充実

#### 産業・ にぎわい



企業誘致・スタートアップ支援  
中小企業支援・商店街支援  
観光・MICEの充実

#### 教育



グローバル人材の育成  
安心して学べる教育環境の整備  
DXを活用した教育の推進

#### まちづくり



世界を魅了する都心部・臨海部の  
まちづくり  
郊外部の魅力的なまちづくりの推進

#### 高齢・長寿



外出支援・健康づくりの推進  
認知症対策の推進  
単身世帯・要支援者対策の推進

#### 環境



GREEN × EXPO 2027  
ネット・ゼロカーボンの推進  
循環型社会への移行

#### 障害児・者



インクルーシブなまちづくり  
の推進  
自立支援・家族支援の推進

#### みどり



公園のまちの推進・動物園の魅力向上  
みどりの保全と創造  
農体験のまちの推進

「新たな中期計画の基本的方向」の詳細は  
ホームページをご覧ください



## ▶ 横断的な取組「明日をひらく 都市プロジェクト」

370万市民が暮らす大消費地が挑む、グローバルな  
**循環型都市への移行** ～環境共生と経済成長の両立～



横浜の強みを生かし、未来を見据えた  
**観光・経済活性化** ～多くの人や企業の呼び込み～

横浜の強み・資源の最大化

観光政策のさらなる強化

市内企業との相乗効果

未来に向けた産業創出

AI時代を見据えた産業集積

環境共生と経済成長の両立

国際プレゼンスの向上

海外活力の取り込み

横浜ブランドの海外への発信

横浜市都市計画マスタープランを踏まえた  
**未来を創るまちづくり** ～日々の暮らしを豊かにする、成長する都市へ～

「ダブルコア」のまちづくり

都心部と郊外部の2つのコアを創造

規制見直しを通じた立地誘導

土地利用規制の見直しによる業務・商業・住宅等の集積・活性化

安心して暮らせるまちづくり

インフラ老朽化から市民の安全を守る

## 市民意見募集の設問項目

### 設問1

新たな中期計画の基本的方向では、共にめざす都市像「明日をひらく都市」の実現に向けて、『総合的な取組「14の政策群」』をお示ししています。  
この14の政策群の中で、あなたが関心の高い項目を教えてください。

※複数該当する場合は、該当する選択肢すべてに  
を付けてください。

### 設問2

共にめざす都市像「明日をひらく都市」や戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」とは具体的にどのようなまちだと思いますか？  
あなたのご意見やお考えを教えてください。

※選択肢に  のうえ、ご記入ください。

〈記入例〉

共にめざす都市像「明日をひらく都市」

子育て支援や教育環境が充実していて、のびのびと

安心して子育てができる魅力的なまちになって欲しい。

## 「基本的方向」についてのご意見

左記の「市民意見募集の設問項目」を参照のうえ、  
ご記入ください。

### 設問1 14の政策群に関するご関心について

- |                                   |                                |                                  |
|-----------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 毎日の安心・安全 | <input type="checkbox"/> 高齢・長寿 | <input type="checkbox"/> スポーツ・文化 |
| <input type="checkbox"/> 防災・減災    | <input type="checkbox"/> 障害児・者 | <input type="checkbox"/> 産業・にぎわい |
| <input type="checkbox"/> 医療       | <input type="checkbox"/> 暮らし・  | <input type="checkbox"/> まちづくり   |
| <input type="checkbox"/> 子育て      | コミュニティ                         | <input type="checkbox"/> 環境      |
| <input type="checkbox"/> 教育       | <input type="checkbox"/> 交通    | <input type="checkbox"/> みどり     |

### 設問2 共にめざす都市像・戦略に関するご意見等について

該当する項目に  のうえ、ご記入ください。

- 共にめざす都市像「明日をひらく都市」
- 戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」

切り取り線

# 基本的方向の市民意見募集について

## 募集期間

令和7年9月22日(月)から10月21日(火)まで

## ご意見の提出方法

インターネット  
入力フォーム

右の二次元バーコード(横浜市電子申請・届出システム)へ  
アクセスし、ご入力ください。  
※インターネット入力フォームは、9/22からご利用できます。



はがき

本リーフレットのはがきを切り取ってご利用ください。  
(切手不要、当日消印有効)

電子メール

ss-chuki2026@city.yokohama.lg.jp

FAX

045-663-4613

※電子メール、FAXでご意見をお寄せいただく場合は、様式の定めはありませんが、「基本的方向についてのご意見」である旨を  
明記の上、本リーフレットに掲載の『市民意見募集の設問項目』の内容に沿ってご提出ください。

料金受取人払郵便

横浜港局  
承認

2357

差出有効期限  
令和7年  
10月31日まで  
(切手不要)

郵便はがき

231-8790

005

見本

(受取人)  
横浜市中区本町6-50-10  
横浜市政策経営局 経営戦略課 行



●該当する項目にチェック、記入をお願いします。

### ■住所

- 横浜市 \_\_\_\_\_ 区  
横浜市外

### ■年代

- ～10歳代 20歳代 30歳代 40歳代  
50歳代 60歳代 70歳代 80歳代～

## 新たな中期計画の策定スケジュール

9月

「新たな中期計画の基本的方向」公表



市民意見募集の実施等



11月頃

素案の策定



パブリックコメント  
(令和8年1月頃～2月頃)の実施等

令和8年5月頃

原案の策定

※策定した原案は、  
議案として提出する予定です。

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、お電話やご来庁でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。
- ・いただいたご意見の内容は、個人情報を除いて公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

横浜市政策経営局経営戦略課

TEL:045-671-2010

FAX:045-663-4613

令和7年9月作成

CITY OF YOKOHAMA

資料 5

泉区連会資料  
令和7年9月19日  
資源循環局泉事務所

# 令和6年度ごみと資源の処理量等について

資源循環局 泉事務所  
地域振興課 資源化推進担当

令和7年9月19日



横浜市

- 1 令和6年度 ごみと資源の処理量等
- 2 家庭系食品ロス量
- 3 プラスチック焼却量

## 1-1 令和6年度ごみと資源の処理量（市内全域）

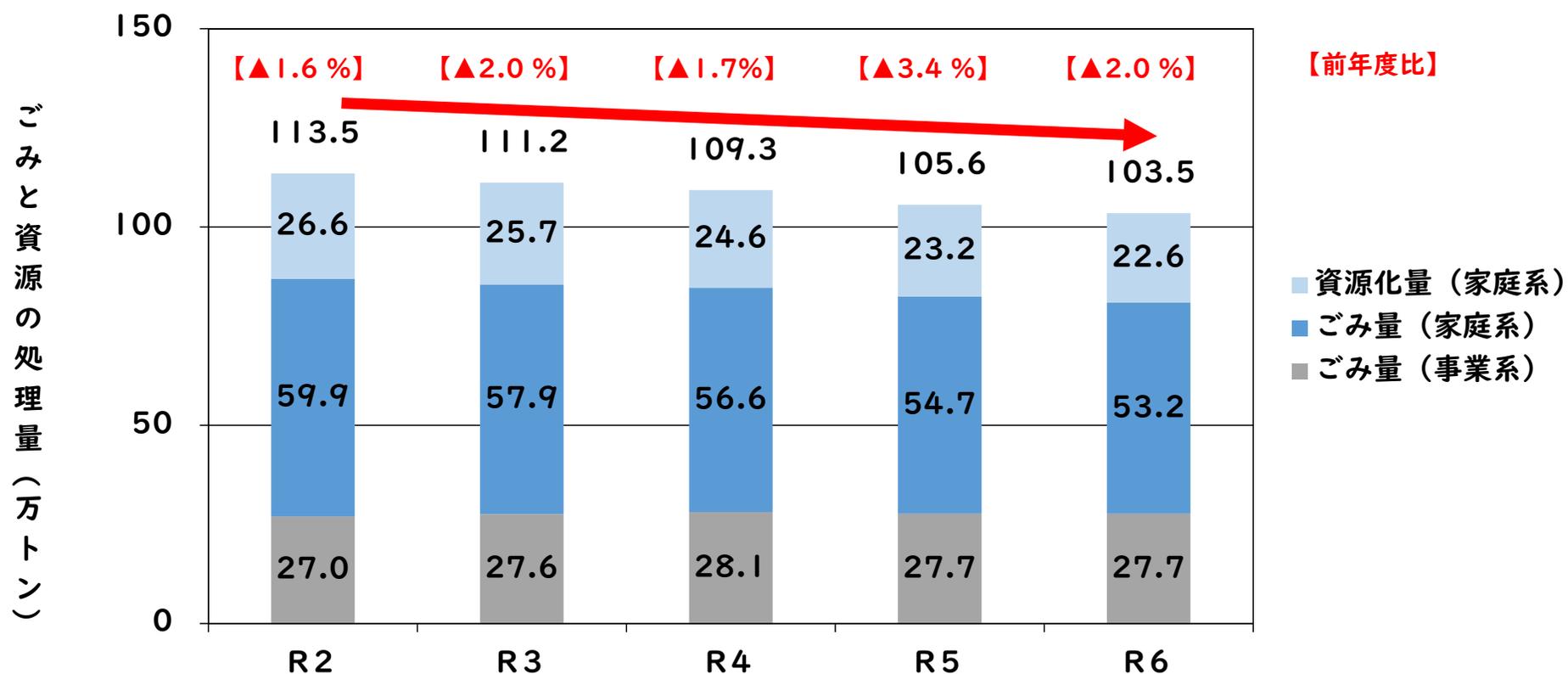
令和6年度のごみと資源の処理量は、前年度比2.1万t減少の**103.5万t**となりました。  
 また、プラ5.3計画の基準年である**令和4年度比は5.8万t減**となりました。

【単位:トン】

	ごみと資源の処理量					
		家庭系		事業系		ごみ量
		ごみ量	資源化量	ごみ量	資源化量	
令和6年度実績	1,034,758	757,407	531,581	225,825	277,352	277,352
令和5年度差 前年度比	▲ 20,835 (▲2.0%)	▲ 21,661 (▲2.8%)	▲ 15,026 (▲2.7%)	▲ 6,635 (▲2.9%)	826 (0.3%)	826 (0.3%)
令和4年度差 プラ5.3計画 基準年度比	▲ 58,259 (▲5.3%)	▲ 54,249 (▲6.7%)	▲ 34,557 (▲6.1%)	▲ 19,692 (▲8.0%)	▲ 4,010 (▲1.4%)	▲ 4,010 (▲1.4%)

## 1-2 令和6年度ごみと資源の処理量（市内全域）

ごみと資源の処理量は、引き続き**減少傾向**です。



## 1-3 令和7年度の主なごみ量等（速報値）

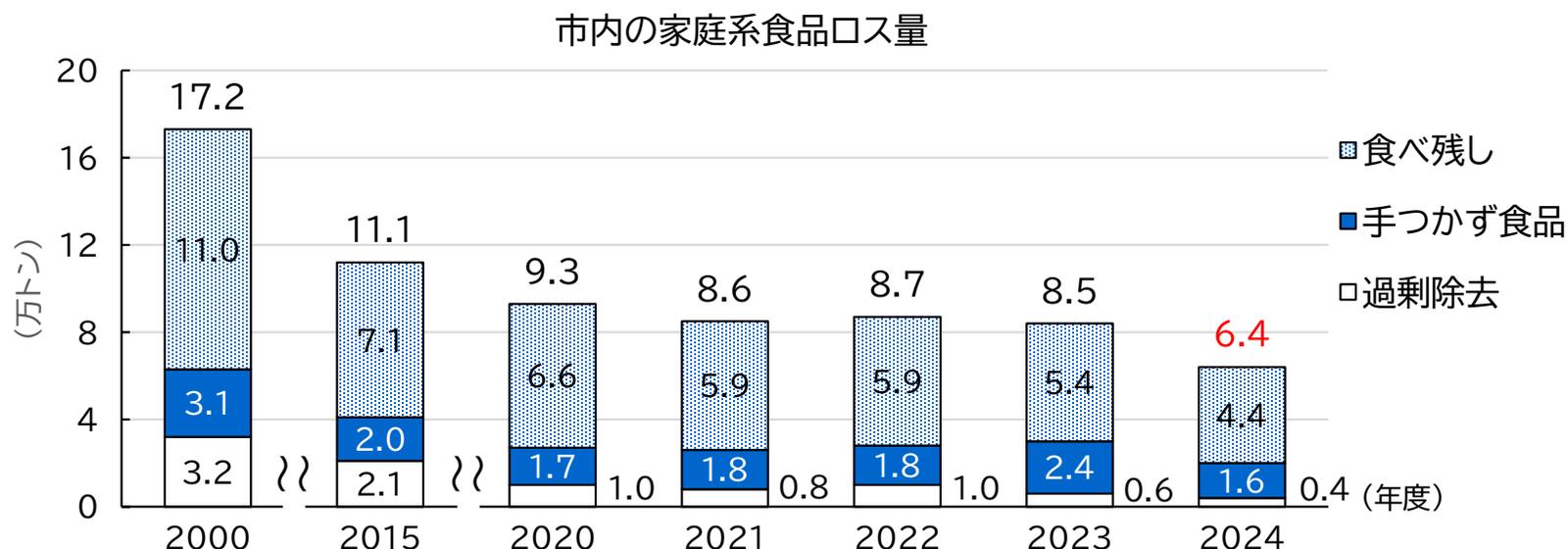
令和7年の4月～6月までのごみ量等は以下のとおりです。

【単位：トン】

	泉区	横浜市
ごみと資源の処理量	7,950 (▲9.7%)	186,457 (▲9.0%)
燃やすごみ	5,660 (▲9.6%)	130,272 (▲8.8%)
プラスチック資源 (プラスチック製容器包装)	547 (3.4%)	12,757 (2.8%)

※増減率はヨコハマ プラ5.3計画の基準年である令和4年の同時期と比較しています。  
 ※速報値のため、今後数字が変更となる可能性があります。

## 2-1 令和6年度の食品ロス量（家庭系）



令和6年度の家庭系食品ロス量は

**6.4万トン**（前年度比▲24.7%、2000年度比▲62.8%）

となりました。

## 2-2 環境に関する市民意識調査結果

食べ残しや食品のムダ（食品ロス）を減らす行動を「している／たまにしている」と回答した人の割合

**目標：90%以上**  
(横浜市中期計画)

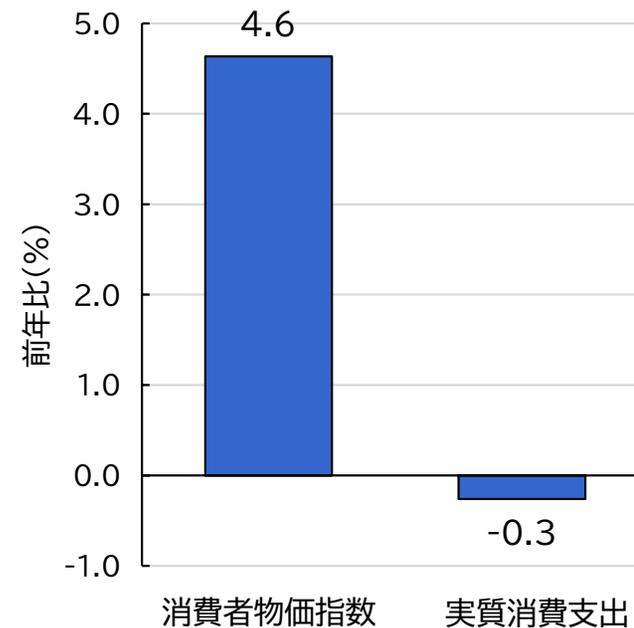
「環境に関する市民意識調査(みどり環境局)」

2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
81.6 %	84.0 %	85.4 %	88.6 %	94.8 %	<b>94.2 %</b>

➤ 食品ロスを減らそうとする**市民意識の向上・行動の変容**が見られる。

## 2-3 食品ロスが大幅に減少した要因について（食料価格高騰） 横浜市

食料の消費者物価指数と実質消費支出の変動（前年比）



令和6年度は、前年度に比べ

食料の消費者物価指数が **4.6%** 上昇

物価変動を加味した実質消費支出は **0.3%** 低下

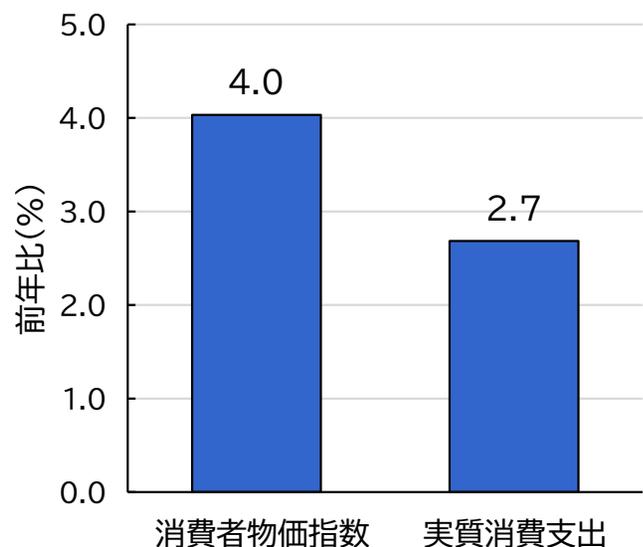
- 食料の価格高騰により、食材の購入量が減った。
- 食料の価格高騰により、食材をムダなく使おうという意識が働いた。

## 2-4 食品ロスが大幅に減少した要因について（外食増加）

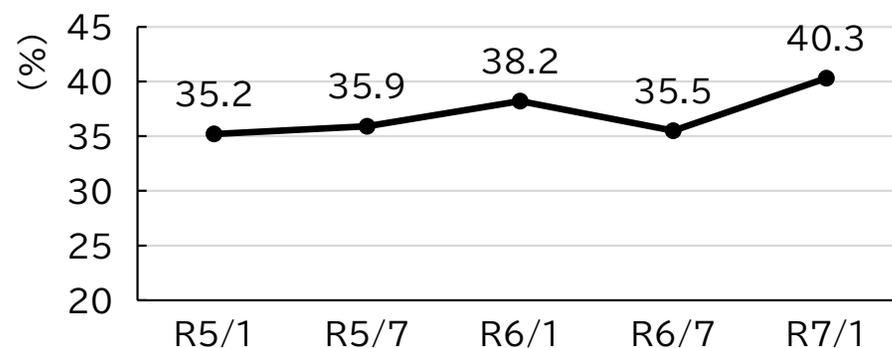
外食の消費者物価指数が **4.0%** 上昇

物価変動を加味した実質消費支出は **2.7%** 上昇

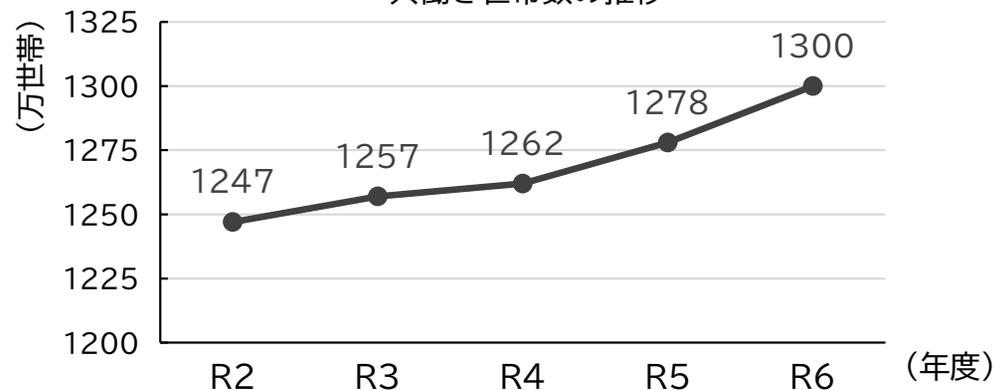
外食の消費者物価指数と実質消費支出の変動（前年比）



「料理や後片付けの手間・時間を省きたい」と答えた人の割合



共働き世帯数の推移



➤ 食への簡便化志向や共働きの増加により、外食の利用が増え、食材の購入量が減った。

### 3-1 焼却工場で燃やされるプラスチック量の推移

(単位: 万トン)

	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	
				前年度比
プラスチック	10.3	10.6	11.5	+0.9
家庭系プラ	6.7	6.4	6.9	+0.5
プラ製容器包装	2.7	2.7	2.6	▲0.1
ペットボトル	0.1	0.1	0.1	▲0.0
プラ製品	1.7	1.2	1.1	▲0.1
ごみ袋	1.1	1.0	1.0	▲0.0
その他	1.1	1.4	2.1	+0.7

分別が間違っているもの ← (プラ製容器包装, ペットボトル, プラ製品, ごみ袋)  
 分別自体は正しいもの ← (その他)

プラ製容器包装・プラ製品は**減少**、その他プラが**増加**

### 3-2 前年度からの増減要因の分析（その他プラの内訳）

「**小型家電**」、**「合成皮革・ゴム」**の増加が主な要因です。

家庭系プラスチック焼却量における「その他プラ」の内訳

	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	前年度比
小型家電	0.2	0.2	0.5	+0.3
ひも・シート状	-	0.1	0.2	+0.1
金属含有	0.2	0.4	0.3	▲ 0.1
ほぼプラ複合品	-	0.0	0.0	0.0
合成皮革・ゴム	0.3	0.2	0.7	+0.5
その他複合品	0.4	0.5	0.4	▲ 0.1

(単位: 万トン)

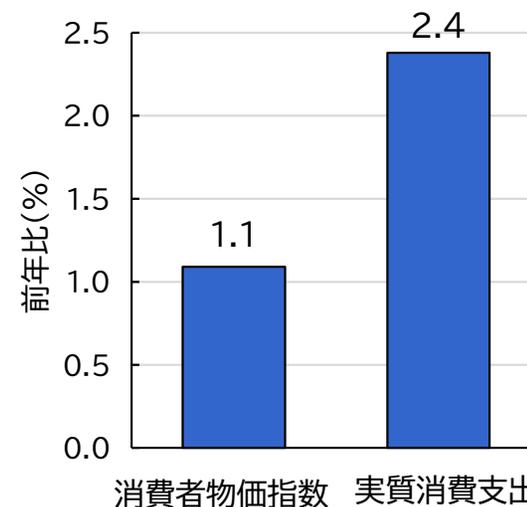
- 理美容家電の買い替えによる増加(小型家電)
- 靴・カバンの買い替えによる増加(合成皮革・ゴム)

## 【参考】理美容家電の国内出荷額

ヘアドライヤー：前年度比 7.3 %増加  
 (出荷金額が過去最高)

電気シェーバー：前年度比 9.2 %増加

美美容用品の消費者物価指数と実質消費支出の変動（前年比）



## 組成調査で出てきた理美容家電



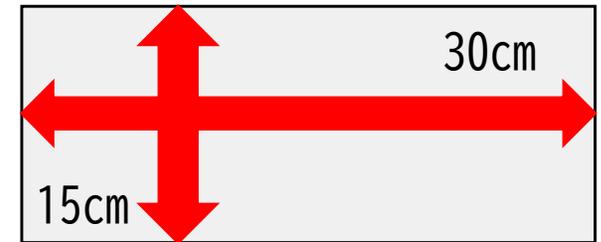
出典：電波新聞デジタル <https://dempa-digital.com/article/653875>

### 3-3 小型家電製品の出し方



#### 小型家電回収ボックス（区内5か所）

- ・資源循環局泉事務所
- ・泉区役所
- ・上飯田地区センター
- ・イトーヨーカドー立場店
- ・泉スポーツセンター  
（令和8年3月31日まで休館中）



#### 燃やすごみ（50cm未満）

※バッテリーが取り外せないものは  
**生ごみ等とは別の袋**で出してください。

### 3-4 泉区リユース・リサイクルコーナー

区民の皆様の利便性向上のため、  
 小型家電回収ボックスを  
**区役所3階から1階へ移し、**  
**泉区リユース・リサイクルコーナーを**  
 設置しました。



## お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について【情報提供】

## 1 事業の趣旨

本市では災害時のご自宅のトイレ対策として、ご家庭のトイレが使えない時に使用するトイレパック(凝固剤と処理袋のセット)の備蓄をお願いしています。

昨年度に続き今年度も、地域にお住まいの皆様にご利用いただき、災害備蓄品として備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、品質保証期間が令和8年度までのトイレパックとなります。

自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会議で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、配布を希望される場合は、横浜市電子申請・届出システムによりお申し込みください。

## 3 トイレパック配布の概要

## (1) 配布するトイレパックについて

品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。トイレパックがどういうものかを体験していただくため、お試し用として配布します。

## (2) 配布個数

凝固剤1袋と処理袋1袋で1セットです。

1団体あたり200セット(1箱)をお渡しします。

※100セット入りの箱を2つお渡しする場合があります。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

## (3) 申込期間

令和7年10月17日(金)～10月23日(木)

## (4) 申込方法

横浜市電子申請・届出システムによる申込

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start>

上記申込ページは、令和7年10月17日以降に閲覧いただけるようになります。

※電話・FAX・メール・郵送でのお申込みはお受けできません。



(5) 配布期間

令和7年11月17日(月)～11月29日(土)

(6) 配布場所

各区の資源循環局収集事務所(お申し込み後に決定通知書によりお知らせします。)

※配送等を行いません。引き取りに来ていただきますようよろしくお願いいたします。

4 留意事項

○品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。

○備蓄用としてではなく、お試用としてご活用ください。

5 添付資料

トイレパック体験しませんか(チラシ)

資源循環局街の美化推進課

担当 折本、森

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

お申込み  
10/17(金)  
～  
10/23(木)

受取期間  
11/17(月)  
～  
11/29(土)

お試用

# トイレパック 体験しませんか！

横浜市備蓄品トイレパック  
(品質保証期間:令和8年度まで)  
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品のトイレパック(品質保証期間:令和8年度まで)を、皆様のお試用として配布させていただくこととしました。ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

## ● 配布対象

横浜市内の自治会・町内会

お渡しするトイレパックのイメージ➡

## ● 配布物

### 品質保証期間が令和8年度までのトイレパック

※品質保証期間が経過した場合でも直ちに使用できなくなるものではありませんが、速やかに使用してください。

※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできかねます。

※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けになっているものではありません。

## ● 申込可能数

1団体 200セット (200セット/1箱)

※箱の大きさ:約縦40cm×横30cm×高さ27cm

※箱の重さ:約4kg

※100セット入りの箱×2でお渡しする場合があります。

## ● 受取場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。

※ 配送等は行っておりません。

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試用体験以外の利用はご遠慮ください。



### ★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

(お配りするものは小分けになっていません)

収集事務所の  
場所はこちら➡



# トイレパックとは？

## Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるタイプが多いです。

## Q. どこで買えるの？

ホームセンターや大型スーパー・ドラッグストアなどで購入できます。

## Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分」の備蓄をしましょう。できれば7日分の備蓄をお願いします。

## Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に出してください。（今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください。）

## お試用トイレパックの使い方

### ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせる

### ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかける

### ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出す  
※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください  
※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

### ワンポイントアドバイス

便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせましょう。使用済みの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。

凝固剤を振りかけた後はしっかりと混ぜるようにしてください。トイレトーパーも黒い袋の中に入れます。

## お申込み方法

### ● 横浜市電子申請・届出システムからお申込みください

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start>

電話やFAX、メール、郵送でのお申込みは受け付けておりません。



### ● お申込み期間 令和7年10月17日(金)～10月23日(木)

### ● 受取決定

ご指定いただいた連絡先に、11月4日(火)頃までに受取決定等(抽選となった場合は当選・落選の別)のご連絡をさせていただきます。全体の希望数が在庫数を超える場合は抽選とさせていただきます。

### ● 受取期間 令和7年11月17日(月)～11月29日(土)

(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)  
受取場所は、こちらから指定させていただきます。

## 災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

## 1 概要

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

## 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】申込みについてご検討をお願いします。

## 3 お配りする備蓄食料

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| (1) ビスケット 100 食入り | 1,550 箱 (155,000 食) 程度 |
| (2) おかゆ 20 食入り    | 950 箱 (19,000 食) 程度    |
| (3) 保存パン 20 食入り   | 800 箱 (16,000 食) 程度    |
| (4) 水缶 24 本入り     | 450 箱 (10,800 本) 程度    |
| (5) クラッカー 70 食入り  | 200 箱 (14,000 食) 程度    |
| (6) スープ 45 食入り    | 150 箱 (6,750 食) 程度     |

## 【参考】

・ビスケット

- ① 1 箱当たりの食数：100 食
- ② 賞味期限：2026 年 8 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 26cm×37cm×19cm／約 7 kg

・おかゆ

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 30cm×44cm×9cm／約 5 kg

・保存パン

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 31cm×39cm×13cm／約 2 kg

・水缶

- ① 1 箱当たりの本数：24 本
- ② 賞味期限：2026 年 7 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 27cm×40cm×13cm／約 8 kg

・クラッカー

- ① 1 箱当たりの食数：70 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 26cm×50cm×37cm／約 7 kg

・スープ

- ① 1 箱当たりの食数：45 食（卵、オニオン、みそ汁 各 15 食）
- ② 賞味期限：2026 年 7 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 30cm×30cm×18cm／約 1 kg

#### 4 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

#### 5 申込方法

##### (1) 申込期間

令和7年9月25日（木）から令和7年10月14日（火）まで

##### (2) 申込方法

『[横浜市電子申請・届出サービス](#)』からお申し込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL 又は二次元コードからアクセスいただき、必要事項を入力のうち、お申し込みください。

#### 6 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和7年10月27日（月）14時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

#### 7 配布日時及び配布場所

配布日は、令和7年11月19日、20日、21日、25日、26日の5日間です。時間帯としては、各日10:00～11:30、及び14:00～15:30にお配りします。

配布場所として、方面別備蓄庫や各区役所で引き渡しをします。配布場所は、申込団体の所在区によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

なお、各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

#### 8 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大15箱、クラッカーは最大10箱、スープは最大2箱までとします。
- (2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- (3) 備蓄食料の配送は行っていませんので、必ず配布場所まで受け取りにお越しくください。
- (4) 備蓄食料は絶対に転売しないでください。
- (5) 備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。
- (6) 備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。
- (7) 申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

担当：総務局地域防災課 今野、帆高 Tel.671-2011
-----------------------------------

# 災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

## 1 お配りする備蓄食料

### ①ビスケット 1,550箱（155,000食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：100食
- ・ 賞味期限：2026年8月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
約 26cm×37cm×19cm／約 7kg



### ②おかゆ 950箱（19,000食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2026年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
約 30cm×44cm×9cm／約 5kg



### ③保存パン 800箱（16,000食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2026年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
約 31cm×39cm×13cm／約 2kg



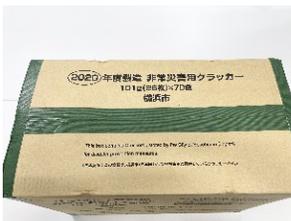
### ④水缶 450箱（10,800本）程度

- ・ 1箱当たりの本数：24本
- ・ 賞味期限：2026年7月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
約 27cm×40cm×13cm／約 8kg



### ⑤クラッカー200箱（14,000食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：70食
- ・ 賞味期限：2026年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
約 26cm×50cm×37cm／約 7kg



### ⑥スープ 150箱（6,750食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：45食  
(卵、オニオン、みそ汁 各 15食)
- ・ 賞味期限：2026年7月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
約 30cm×30cm×18cm／約 1kg



## 2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

- ※ 民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。
- ※ 個人の方が誤ってお申し込みをされないよう、回覧板では回覧しないようご注意ください。

## 3 申込み・申込結果について

### (1) 申込期間

令和7年9月25日（木）から令和7年10月14日（火）まで

### (2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』からお申し込みをお願いします。以下の【URL】又は【二次元コード】からアクセスいただき、必要事項を入力のうえ、お申し込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

#### 【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0b663bf8-ed54-4143-ac02-f70f862456ec/start>

#### 【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

### 【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「**申込番号**」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

申請の完了 サンプル

令和7年度 災害用備蓄食料の無償配布  
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】  
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。  
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号  
12345678

### (3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、**令和7年10月27日（月）14時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。**

**抽選結果の確認には、申込完了後の画面に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**

ウェブサイトには、次の【URL】又は【二次元コード】からアクセスできます。

#### 【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

#### 【二次元コード】



## 4 備蓄食料の配布日時・配布場所

### (1) 配布日時

お申込みの際は、次の①～⑩の配布日時のうち、第3希望までお選びください。

①	令和7年11月19日(水)	10:00～11:30
②	令和7年11月19日(水)	14:00～15:30
③	令和7年11月20日(木)	10:00～11:30
④	令和7年11月20日(木)	14:00～15:30
⑤	令和7年11月21日(金)	10:00～11:30
⑥	令和7年11月21日(金)	14:00～15:30
⑦	令和7年11月25日(火)	10:00～11:30
⑧	令和7年11月25日(火)	14:00～15:30
⑨	令和7年11月26日(水)	10:00～11:30
⑩	令和7年11月26日(水)	14:00～15:30

### (2) 配布場所

配布場所は、申込団体の所在区によってあらかじめ決まっていますので、ご注意ください。

各配布場所の地図は、横浜市ウェブサイト<sup>\*</sup>に掲載していますので、ご確認ください。

<sup>\*</sup> 前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】又は【二次元コード】からアクセスできます。

申込団体の所在区	配布場所	配布場所の所在地
鶴見区 神奈川区	入船方面別備蓄庫	横浜市鶴見区弁天町3-1
西区	西区中央方面別備蓄庫	横浜市西区中央1-18
中区 南区 港南区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
保土ヶ谷区 旭区	保土ヶ谷区役所	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9
磯子区 金沢区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
港北区	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
青葉区	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
戸塚区	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
泉区	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190

## 5 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大15箱、クラッカーは最大10箱、スープは最大2箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄食料の配送は行っていませんので、必ず配布場所まで受け取りにお越してください。
- エ 備蓄食料は絶対に転売しないでください。
- オ 備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。
- キ 申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

## 6 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10      (電話) 045-671-2011

地区連合自治会町内会長 様  
自治会町内会長 様

泉区総務課長

## 泉区地域防災アドバイザー派遣事業の追加募集について

日頃から、泉区の防災・減災に御協力をいただくとともに、地域の防災活動に御尽力いただき、厚く御礼を申し上げます。

6月の区連会で御案内させていただいた、泉区地域防災アドバイザー派遣事業について、派遣枠に若干の余裕があることから、追加募集をいたします。積極的に御活用いただきますよう、お願いいたします。

### 1 概要

地域の防災（共助）に関して効果的な活動・体制をつくりあげるため、外部からの専門家（地域防災アドバイザー）を派遣し、複数回の講義やワークショップを行います。

### 2 地域防災アドバイザーの派遣について

(1) 講座内容（以下の3講座から1講座を選択し、お申込みください）

- ① 町の防災組織防災マニュアル作成
  - ② 地域防災訓練
  - ③ 災害要援護者支援体制づくり
- ※ 講座の詳細は募集要項を御覧ください。

(2) 講師

泉区が委託契約を締結した業者（特定非営利活動法人日本防災環境）

(3) 派遣団体数

2団体

(4) 募集期間

令和7年10月1日（水）～令和7年11月17日（月）

(5) 派遣期間

令和7年12月中旬～令和8年2月末

### 3 その他

(1) 地域防災アドバイザー派遣までの詳細な流れは募集要項を御覧ください。

(2) 申込多数の場合は派遣理由等を鑑みて、派遣先を決定します。

#### 【担当・問合せ先】

泉区総務課防災担当：竹田・黒鳥・金子・阿部

電話：045-800-2309 / FAX:045-800-2505

Eメール：iz-bousai@city.yokohama.lg.jp

## 【📣追加募集！】

# あなたの町の防災力を高めるために 専門家と一緒に取り組みませんか？

「何から始めればいいかわからない」「もっと効果的な訓練をしたい」  
そんなお悩みをお持ちの町の防災組織の皆さまへ。  
地域防災アドバイザーが皆さまの防災活動をサポートします！

## 令和7年度 泉区地域防災アドバイザー派遣事業 募 集 要 項

### 【募集期間】

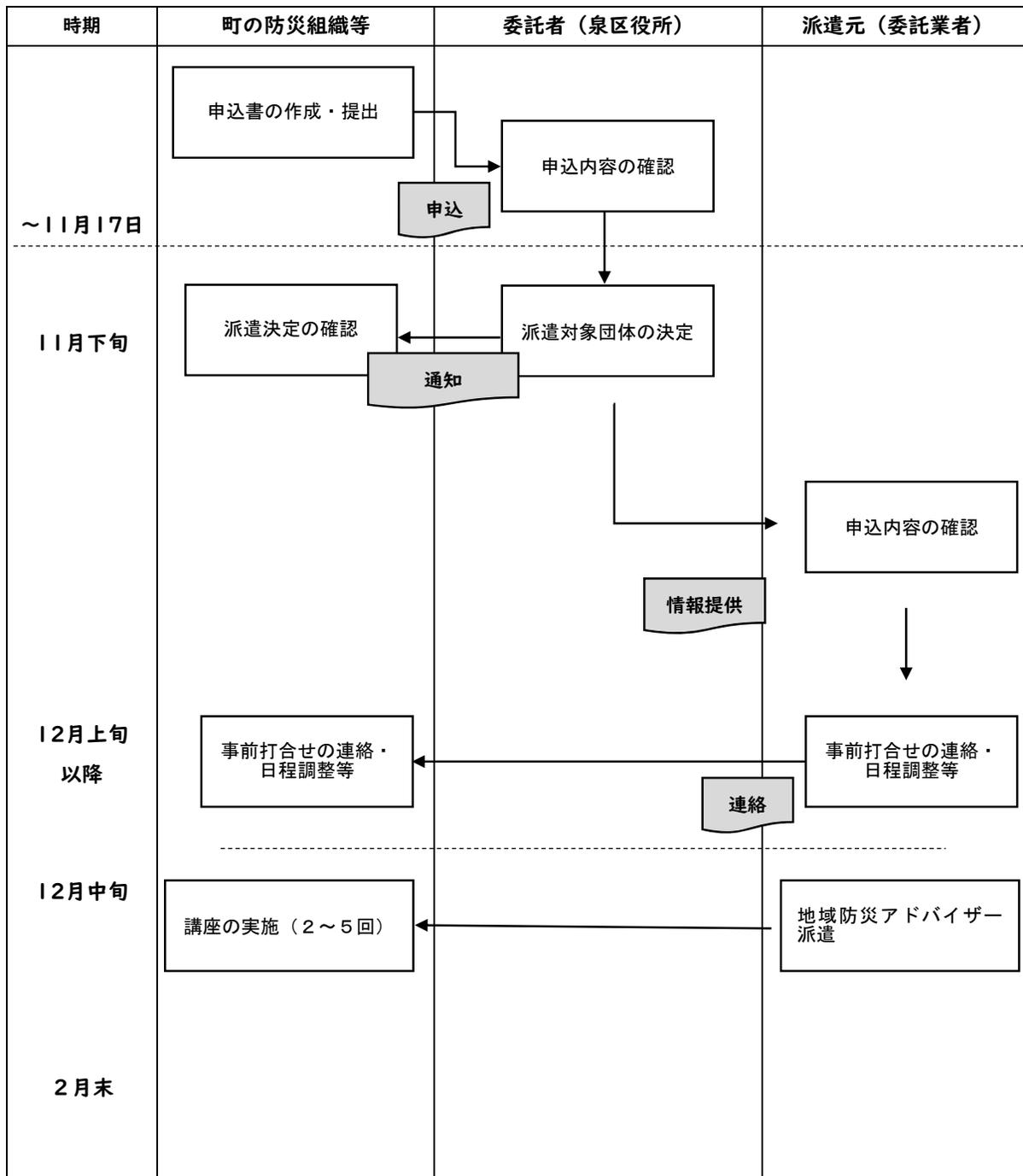
令和7年10月1日（水）～ 令和7年11月17日（月）

- 1 講座内容（※詳細についてはP.3～5の「講座一覧」を御参照ください。）  
以下の3講座から、1講座を選択してください。
  - ① 町の防災組織防災マニュアル作成
  - ② 地域防災訓練
  - ③ 災害時要援護者支援体制づくり

※ 講座内容の詳細は、派遣決定後、地域防災アドバイザーの派遣元（委託業者）と申込みいただいた町の防災組織が協議して決定します。（派遣決定後、委託業者より連絡担当者様宛に連絡があります。）

※ 派遣期間は、令和7年12月中旬～令和8年2月末です。
- 2 派遣団体数  
2団体
- 3 対象団体  
町の防災組織（連合自治会・町内会、単位自治会・町内会、マンション管理組合）
- 4 募集期間  
令和7年10月1日（水）～令和7年11月17日（月）
- 5 申込方法  
「泉区地域防災アドバイザー派遣申込書」を募集期間内に泉区総務課防災担当まで御提出ください（Eメール・FAX・窓口への持込み）。
- 6 注意事項
  - (1) 会場借上費用等は含みません。  
（町の防災組織活動費補助金を活用することができます。）
  - (2) 申込多数の場合は、派遣希望理由等を鑑みて派遣先を決定します。

### 【泉区地域防災アドバイザー派遣までの流れ】



## 【泉区地域防災アドバイザー派遣事業 講座一覧】

### I 町の防災組織防災マニュアル作成

<p>概要</p>	<p>地域防災アドバイザーの講義、ワークショップ等により、被災地の事例などを踏まえながら、地域特性にあった町の防災組織としての活動について学びます。また、災害時に計画に沿って活動ができるよう、地域防災アドバイザーとともに、町の防災組織防災マニュアルを完成させます。</p>
<p>講座内容（例）</p>	<p><u>第1回</u>            <u>町の防災組織の活動等について（講義）</u> 被災地の事例等を踏まえ、平時・災害時に求められる町の防災組織の活動に関する講話。</p> <p><u>第2回</u>            <u>地域の被害想定、特性や課題の把握（ワークショップ）</u> 地域防災アドバイザーとともに、地域の被害想定、特性や課題を把握。</p> <p><u>第3回以降</u>      <u>町の防災組織防災マニュアルの作成</u> <u>机上シミュレーション</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回、第2回の内容を踏まえ、地域防災アドバイザーとともに、町の防災組織防災マニュアルを整備。</li> <li>・作成した防災マニュアルの活動を机上でシミュレーションすることで、活動体制やマニュアルの実効性を確認。</li> </ul> <p>※1講座における実施回数は2～5回を想定しています。 ※実際の講座内容、実施回数、実施日時、実施場所等は、派遣団体と協議して決定します。</p>
<p>所要時間 （目安）</p>	<p>各回 60分～120分程度。 所要時間は、あくまでも目安です。</p>

- ◆ こんな悩み、希望のある自治会・町内会等の団体におすすめです。
  - ・防災の知識が少なく、どのような活動が必要になるか分からない。
  - ・自治会・町内会等の役員だけで防災マニュアルを作成するのは大変。
  - ・毎年役員が交代するので防災体制の整備が不十分。

## 2 地域防災訓練

<p>概要</p>	<p>地域の防災訓練がより効果的なものとなるよう、被災時の事例等を踏まえた災害時に必要な活動や地域特性を把握し、地域防災訓練のメニューを作成します。また、訓練実施方法のポイントを学び、地域防災アドバイザーとともに訓練を実施します。</p>
<p>講座内容（例）</p>	<p><u>第1回</u>      <u>町の防災組織の活動等について（講義）</u> 被災地の事例等を踏まえ、平時・災害時に求められる町の防災組織の活動に関する講話。</p> <p><u>第2回</u>      <u>地域の被害想定、特性や課題の把握（ワークショップ）</u> 地域防災アドバイザーとともに、地域の被害想定、特性や課題を把握。</p> <p><u>第3回以降</u> <u>地域課題等を踏まえた地域防災訓練の企画、実施、講評</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災アドバイザーの監修のもと、地域課題等を踏まえた防災訓練を企画し実施。</li> <li>・他地域の防災訓練の好事例等を学ぶ。</li> <li>・地域の他の行事と併せた形式での防災訓練など、地域に合った効果的な訓練を実施。</li> <li>・実施後、地域防災アドバイザーからの助言を受け、次年度以降の町の防災組織の防災活動につなげる。</li> </ul> <p>※1講座における実施回数は2～5回を想定しています。  ※実際の講座内容、実施回数、実施日時、実施場所等は、派遣団体のと協議して決定します。</p> </p>
<p>所要時間 （目安）</p>	<p>各回 60分～120分程度。 所要時間は、あくまでも目安です。</p>

- ◆ こんな悩み、希望のある自治会・町内会等の団体におすすめです。
  - ・防災訓練が形骸化しているため、防災訓練の方法を見直したい。
  - ・コロナ禍以降、防災訓練を実施できていないので、久しぶりに再開したい。
  - ・子どもや若い人も参加しやすい防災訓練を実施したい。

### 3 災害時要援護者支援体制づくり

<p>概要</p>	<p>災害時要援護者支援の必要性や具体的な活動について、様々な取組事例を参考にしながら、各自治会・町内会等に合った災害時要援護者支援の取組体制（地域の安否確認の体制等）を整備します。</p>
<p>講座内容（例）</p>	<p><u>第1回</u>            <u>災害時要援護者支援について（講義）</u> 被災地の事例等を踏まえた、町の防災組織として求められる災害時要援護者支援に関する講話。</p> <p><u>第2回</u>            <u>災害時要援護者疑似体験等（ワークショップ）</u> 支援が必要な人の置かれた状況等を体験し、災害時に直面する困難などについて意見交換することで、町の防災組織でできる支援を検討する。</p> <p><u>第3回以降</u>      <u>取組方針の決定、体制整備に向けて整理が必要な事項を確認</u></p> <p>※1講座における実施回数は2～5回を想定しています。 ※実際の講座内容、実施回数、実施日時、実施場所等は、派遣団体と協議して決定します。</p>
<p>所要時間 （目安）</p>	<p>各回 60分～120分程度。 所要時間は、あくまでも目安です。</p>

- ◆ こんな悩み、希望のある自治会・町内会等の団体におすすめです。
  - ・ 地域の高齢化が進み、災害時の助け合いが必要だと思うが、具体的にどのような取組が必要か分からない。
  - ・ 地域の安否確認の体制をどのように構築すればよいのか分からない。
  - ・ 地域で必要な災害時要援護者の対策について、地域で考える機会がほしい。
  - ・ 災害時にどのような支援が必要になるのか、また自治会・町内会としてどこまで支援すればよいか（できるのか）分からない。

# 令和7年度 泉区地域防災アドバイザー派遣事業 申込書

## <団体情報>

団 体 名		
住 所		
代 表 者	氏 名	
	電 話 番 号	
連 絡 担 当 者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	Eメールアドレス	

## <派遣に関する情報>

申 込 講 座 (希望する番号に ○してください)	1 町の防災組織防災マニュアル作成 2 地域防災訓練 3 災害時要援護者支援体制づくり	
実 施 希 望 時 期 (令和7年12月中旬 ～令和8年2月末)		
実 施 希 望 回 数 ( 2 ～ 5 回 )		
派 遣 希 望 理 由 ※現在の取組状況や課 題、特に学びたい内容 等を記載		
主 な 参 加 者		
参 加 予 定 人 数		
実 施 場 所	名 称	
	住 所	
	ア ク セ ス	

※講座の申込にあたり、いただいた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、講座に関係する目的以外に利用しません。

提出期限：令和7年11月17日(月)(必着)

提出先：泉区役所総務課防災担当

〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1

電話：045-800-2309 FAX：045-800-2505

Eメール [iz-bousai@city.yokohama.lg.jp](mailto:iz-bousai@city.yokohama.lg.jp)

泉区連合自治会町内会長 各位

泉区選挙管理委員会委員長

## 第27回参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙の結果について（報告）

日頃より、各種選挙の執行にあたり、格別の御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

この度の参議院議員通常選挙及び横浜市長選挙においては、盛夏の厳しい気候の中、極めて近接した日程での執行となり、投票管理者及び投票立会人の御推薦をはじめ、長期間にわたり皆様から多大なる御協力を賜りましたことに対し、深く御礼申し上げるとともに、選挙結果について次のとおり御報告いたします。

### 1 投票結果

選挙の種類			有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)	増減(票)
参院選 (選挙区)	横浜市	R 7	<b>3,143,472</b>	<b>1,939,813</b>	<b>61.71</b>	+ 6.35
		R 4	3,130,690	1,733,247	55.36	
	泉区	R 7	<b>128,242</b>	<b>78,800</b>	<b>61.45</b>	+ 5.85
		R 4	128,741	71,578	55.60	
市長選	横浜市	R 7	<b>3,103,689</b>	<b>1,292,363</b>	<b>41.64</b>	- 7.41
		R 3	3,103,678	1,522,211	49.05	
	泉区	R 7	<b>127,104</b>	<b>52,277</b>	<b>41.13</b>	- 8.09
		R 3	127,804	62,908	49.22	

### 2 期日前投票者数

選挙の種類			期日前投票者数(人)	増減(人)
参院選 (選挙区)	横浜市	R 7	<b>711,794</b>	+ 176,777
		R 4	535,017	
	泉区	R 7	<b>27,503</b>	+ 5,571
		R 4	21,932	
市長選	横浜市	R 7	<b>448,839</b>	+ 36,823
		R 3	412,016	
	泉区	R 7	<b>16,702</b>	+ 172
		R 3	16,530	

【参考】横浜市ホームページ

第27回参議院議員通常選挙結果表等



横浜市長選挙結果表等



泉区選挙管理委員会事務室(泉区総務課統計選挙係)

担当: 益田、吉澤

電話: 800-2315・2316

e-mail: iz-senkyo@city.yokohama.lg.jp

泉区連長会資料  
令和7年9月19日  
泉区民ふれあいまつり実行委員会

地区連合自治会町内会長 様  
自治会町内会長 様

泉区民ふれあいまつり実行委員会  
委員長 上原 敏博

令和7年度 第14回泉区民ふれあいまつりポスターの掲出について（依頼）

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

泉区では、泉区連合自治会町内会長会を中心に、実行委員会を組織して、より一層の郷土愛を深め、明るく元気のでるまちづくりを推進するために、「第14回泉区民ふれあいまつり」の開催に向け準備を進めています。

つきましては、開催周知用のポスターを貴自治会町内会掲示板に御掲出いただきたく御依頼申し上げます。

御多用中のところ誠に恐縮ですが、よろしく願いいたします。

【掲出期間】

ポスター到着後から11月3日（月・祝）まで

※掲示板の空き状況等により、御無理のない範囲で御協力をお願いします。

（泉区民ふれあいまつり実行委員会事務局）

泉区地域振興課 千田、菊池

電話：800-2397

第14回

#住むなら泉区



# 泉区民 ふれあいまつり

～みんなで笑おう！地域の”つながり”を未来へ～

**会場：和泉遊水地4池・3池**

相鉄いずみ野線「いずみ中央駅」徒歩5分  
泉区役所そば

※まつり会場に駐車場はありません。

ご来場は公共交通機関をご利用ください。

11/3

(祝・月)

10:00 ~ 14:00

(荒天中止)

## 模擬店・展示ブース

団体等による出店、  
各種機関等による広報・展示



## ふれあい広場

子どもの遊び場(工作等)、  
軽スポーツコーナー、  
働く車大集合!など



## ステージショー

ダンス、  
太鼓・楽器演奏など



協賛企業・団体 令和7年8月末現在

有限会社山崎建設、株式会社オーモリ、有限会社ダイ・ハード、岡田重機株式会社、株式会社新中央ツーリスト、神奈川美研工業株式会社、横浜信用金庫いずみ中央支店、河野商事株式会社、株式会社富士紙業、株式会社横山浩介建築設計事務所、石田建設株式会社、株式会社土屋材木店、横浜商工会議所戸塚支部、泉区歯科医師会、有限会社ティーエス、株式会社大神産業、認定こども園泉ヶ丘幼稚園、有限会社伊藤好建築、一般社団法人横浜市泉区医師会、リョーコーホーム株式会社、株式会社モリヤ総合設備、金子産商株式会社、相鉄企業株式会社、株式会社戸塚工業所、横浜泉ライオンズクラブ、横浜体育クラブ、一般社団法人横浜建設業協会泉区会、有限会社八巻機械、株式会社永新建材、小林商工株式会社、公益社団法人戸塚法人会泉連合、泉伝統文化保存会、横浜泉ロータリークラブ、泉区シニアクラブ連合会、NPO法人マーケティング祭、泉区商店街連合会、泉安全運転管理者会

泉区マスコット  
キャラクター  
「いっずん」



イベント内容の詳細や開催の可否については  
泉区ホームページをご確認ください

泉区民ふれあいまつり

検索

共催 泉区民ふれあいまつり実行委員会 泉区役所  
問合せ 実行委員会事務局(泉区地域振興課内)  
☎ 045-800-2397



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

## 「明るい終活応援講座」の実施について【情報提供】

## 1 事業の趣旨

今般、いわゆる「終活」など、人生のエンディング期に関する市民の皆様の関心が高まってきています。

より多くの方に、最後まで自分らしい人生を送るためのヒントや、終活の内容を知っていただき元気なうちから備えることの大切さを学んでいただける啓発講座を実施します。

つきましては、会長様をはじめ、役員の方など、多くの方のご参加をお待ちしております。なお、講座内容につきましては、「広報よこはま」10月号に掲載予定です。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

## 3 講座の概要

## (1) 日時

令和7年12月2日(火) 14時～15時30分(13時15分開場予定)

## (2) 場所

横浜関内ホール(横浜市中区住吉町4-42-1)

## (3) 内容

・落語(一席)

出演:三遊亭 好楽 氏(落語家)(予定)

・終活に関する対談(終活を自分ごととして捉え、何から準備すればよいかを考える)

出演:三遊亭 好楽 氏(予定)

黒澤 史津乃 氏(株式会社OAG ウェルビーR 代表取締役)(予定)

## 4 ご参加いただける方

市内在住・在勤・在学の方(先着1,000名)

## 5 お申込みについて

【申込方法】個別に電話もしくはFAXにてお申し込みください。

電話:0120-101-350

FAX:03-6800-7769

申込用紙は市WEBページに掲載予定です。  
なお、住所・氏名・電話番号・年齢の記載があれば  
申込用紙以外でも申込は可能です。

【申込開始日時】令和7年10月14日(火)9時から

健康福祉局福祉保健課

担当 鳥海、山脇、木内

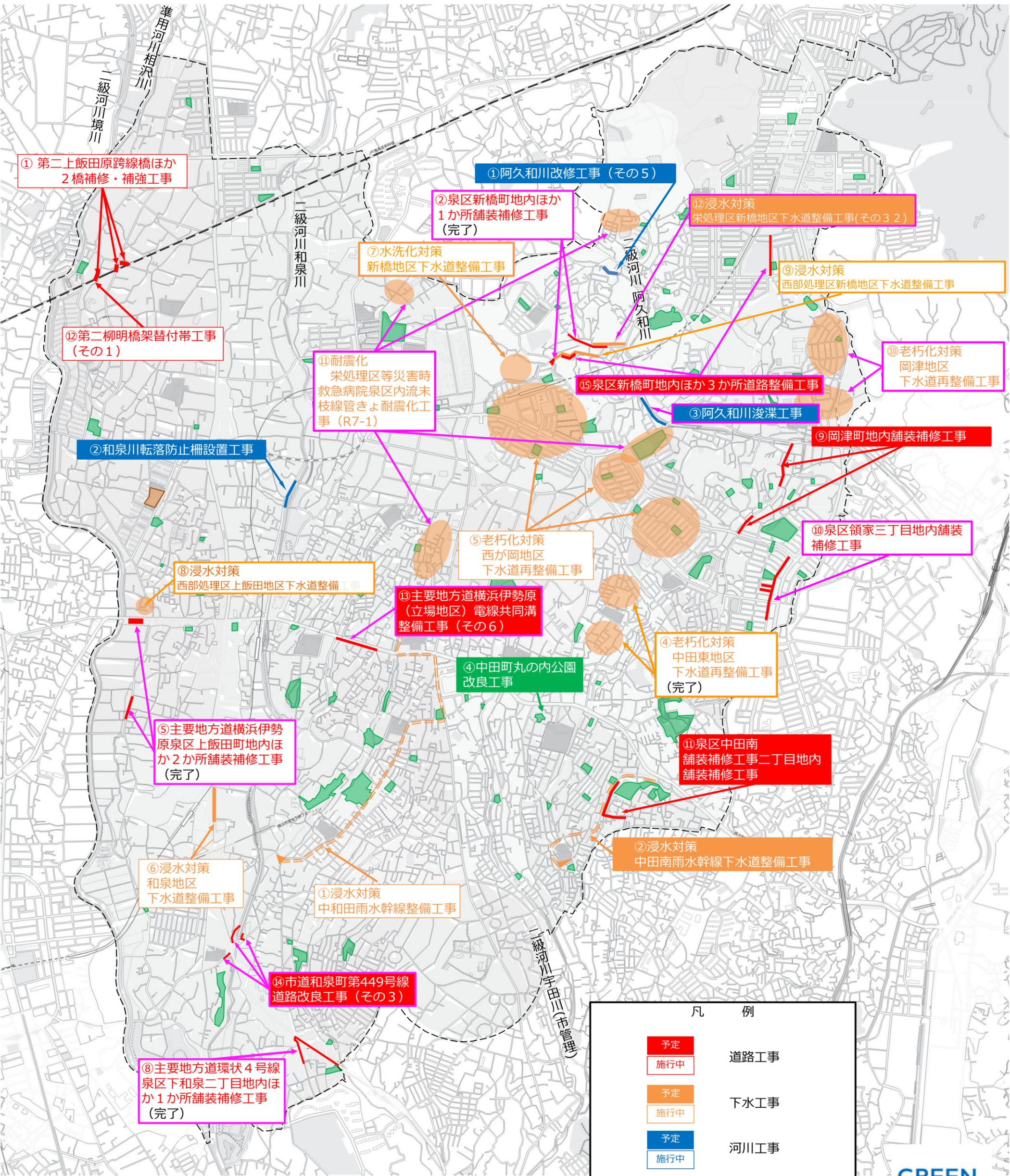
電話 045-671-3428 / FAX 045-664-3622

メール kf-chifukukeikaku@city.yokohama.lg.jp

# 令和7年度泉土木事務所管内工事箇所図

資料12

R7年9月19日現在



■主な工事を記載しました。  
 (工事が決まり次第、各担当者から町内会長にご報告いたします。)  
 ■上記に記した工事は予定であり、中止、延期、変更する場合があります。  
 ■工事の予定箇所についても、大まかな範囲であり着色部分をすべて施工するとは限りません。  
 ■工事の通し番号は年度の切り替えのため新たに付け直しています。

凡 例	
予定	道路工事
施行中	
予定	下水工事
施行中	
予定	河川工事
施行中	
予定	公園工事
施行中	
変更箇所	前回からの変更箇所



1 犯罪情勢等(8月末)

(1) 認知件数 425件(前年同期比+44件)

主な罪種	令和7年	令和6年	増減
自 転 車 盗	100件	43件	+57件
オ ー ト バ イ 盗	18件	20件	-2件
自 動 車 盗	12件	3件	+9件
車 上 ね ら い	7件	9件	-2件
万 引 き	57件	49件	+8件
強 盗	0件	0件	±0件
空 き 巣	17件	12件	+5件

特 徴

侵入盗被害深刻化

- 8月末現在、侵入窃盗(空き巣、忍込み、空き家を狙った侵入盗)は31件発生しています。中でも空き家を狙った侵入盗は8月中旬に4件発生しています。
- 泉区の特徴はベランダ等の窓を壊しての侵入がほとんどを占めています。

お 願 い

侵入窃盗の手口を知ろう  
(最も多い侵入の手口と対策)

- ガラス破り:ベランダなどの窓ガラスを破壊し、割れた箇所から手を入れて解錠、通常ガラスであれば数秒で解錠されます。  
→ **補助錠やガラスフィルムの取り付けによる対策を**
- ドア錠こじ破り:パールなどの工具をドアと壁の隙間に入れ、てこの原理で強引にドアを壊して開ける手口です。  
→ **ガードプレートの取り付けによる対策を**

(2) 特殊詐欺

	令和7年	令和6年	増減
発 生 件 数	39件	28件	+11件
被 害 総 額	2億3200万円	5300万円	+1億7900万円

特 徴

警察官騙りの特殊詐欺が多発

- 警察官を名乗る人物から資産を金塊に換えるよう指示され、だまし取られる特殊詐欺被害が全国で発生しています。  
2024年下半年期21件約9億円(警察庁統計)
- 泉区でも同様の手口による詐欺が発生!  
...警察官を名乗る者からの一本の電話...  
あなたは犯人に疑われている  
真犯人を探するために**捜査に協力してほしい**と話し、携帯電話でのビデオ通話を利用した**捜査協力を依頼する状況**から金塊の購入を指示してくるのです。

お 願 い

捜査名目で金塊の購入を要求することは絶対にありません!!

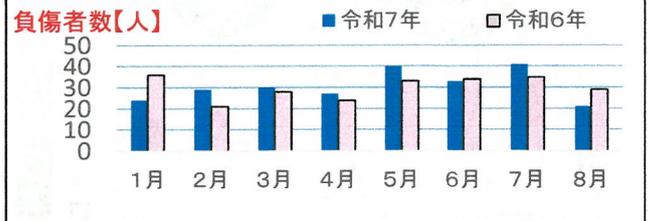
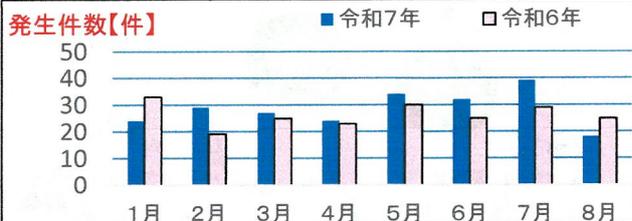
- 知っていますか金の価値  
8月末現在:1g=約17,000円  
500gの金塊の大きさは縦9センチ、横4センチ程度、1千万円相当の金塊でも重さ約580gで同額の現金よりも運搬は容易なものです。
- 金塊は電話で買えます  
被害者→貴金属店に金塊を電話注文→貴金属店の口座に振り込み→金塊が送られてきます
- 犯人が金塊の購入を指示する理由は...  
詐欺グループが指定する個人口座に振り込ませるより、振り込み先が貴金属店の口座となるので金融機関職員に疑われにくい、金塊は現金と比べ軽く運搬が容易などから金塊の購入を指示する詐欺グループの存在があるのです。

2 交通事故の発生状況(8月末)

発生状況(暫定)

	令和7年	令和6年	増減
発 生 件 数	227件	209件	+18件
死 者 数	1人	0人	+1人
負 傷 者 数	246人	242人	+4人

	令和7年	令和6年	増減
高 齢 者	82件	78件	+4件
二輪車(オートバイ)	77件	79件	-2件



特 徴

- 泉区内の交通事故全体では、  
高齢者 92件(40.5%)  
二輪車 77件(33.9%)  
と高くなっており、昨年同時期と比較して  
高齢者 +14件  
二輪車 -2件  
と高齢者が関係する事故が増加傾向にあり、二輪車が関係する事故は減少傾向にあるものの、その割合は依然高くなっています。  
秋から冬にかけて西日が眩しく感じる季節となります。  
運転の際は、対向から来る車両や自転車、歩行者の動きに特に注意するとともに、サンバイザーやサングラス等を活用して事故防止に努めてください。

お 願 い

- 9月21日から9月30日の間は、秋の全国交通安全運動期間になります。  
スローガンは、  
「反射材 わたしとかがやく 夜の道」  
「高齢者 模範を示そう 交通マナー」  
になります。  
歩行者の方は、反射材を有効活用の上、交通ルールを遵守し、交通事故防止に努めるようにしてください。  
車両を運転する方は、ハイビームを有効活用の上、蒸発現象に注意して下さい。  
また、横断歩道や住宅街を走行する際は、歩行者や自転車の動きに十分注意して運転してください。



### 3 町名別発生状況(8月末現在)

#### (1) 認知件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	その他	合計
8月中	0	3	1	4	4	2	1	6	0	2	0	1	10	4	3	0	3	0	1	0	0	3	0	48
前年比	-1	-2	±0	+2	+3	+2	±0	-1	±0	+1	±0	+1	+9	+3	+1	-1	+2	±0	-2	±0	±0	+3	±0	+20
8月末	5	57	4	20	26	15	7	52	0	13	1	2	36	39	30	10	22	10	13	6	0	38	19	425
前年比	-6	+5	-9	+4	+6	+6	-11	-37	±0	+1	-3	-1	+18	+13	+9	+6	-1	+6	-3	+4	±0	+18	+19	+44

\* 令和5年5月末分から、和泉町にあつては横浜伊勢原線(長後街道)を基準に和泉町(北部)及び和泉町(南部)に分けて統計を出しています。

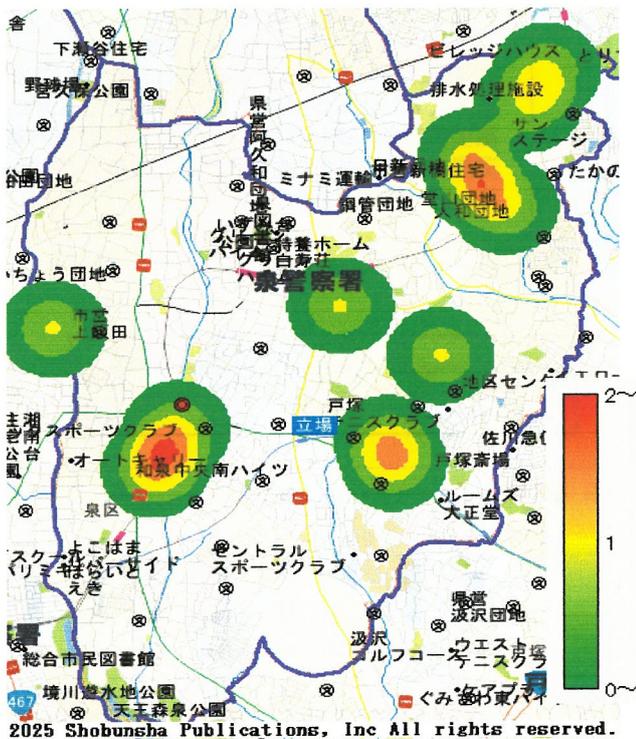
#### (2) 交通事故発生件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	
8月中	2	1	1	1	2	1	1	1	0	0	0	1	1	0	2	1	2	1	0	0	0	0	0
前年同期比	+1	-2	-1	-1	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	+1	±0	-3	-1	±0	+1	+1	-1	-1	±0	-1	-1
8月末	10	17	14	14	19	7	4	40	0	6	0	7	10	15	8	8	18	5	11	7	0	7	7
前年同期比	±0	+1	+5	-5	+6	-2	+2	-2	±0	+3	-3	+4	+3	+4	-2	+1	-1	+1	+6	-3	±0	±0	±0

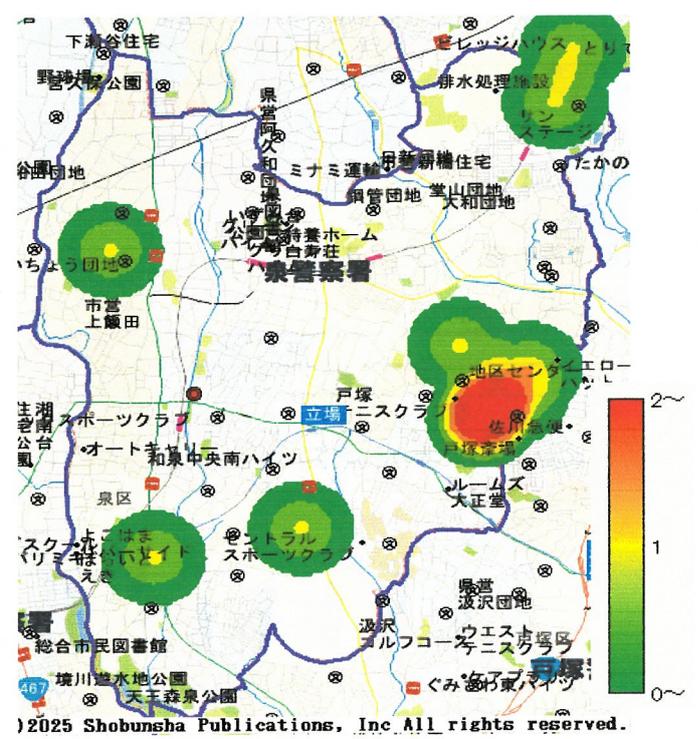
	環状4号	横浜伊勢原線(長後街道)	阿久和鎌倉線(かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他	合計
8月中	2	3	1	0	1	10	1	18
前年同期比	-1	-2	+1	±0	±0	-6	+1	-7
8月末	26	28	13	7	3	142	8	227
前年同期比	-1	+5	+1	+3	±0	+6	+4	+18

### 侵入窃盗発生分布図

空き巣発生分布図  
(令和7年8月末現在 17件)



侵入窃盗その他発生分布図  
(令和7年8月末現在 13件)



今回は、侵入窃盗事件についてカーネル図を作成しました。  
 空き巣は、和泉中央、中田、緑園地区に多く発生しています。  
 侵入窃盗その他は、領家地区に多く発生していますが、区内全域で注意が必要です。  
 一つの地区に発生があれば、近接している地区でも同じ被害が発生している場合があります。

## 資料 14

泉区連長会資料  
令和7年9月19日  
泉消防署

### 泉区 火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和7年8月31日現在

火災状況		泉区内		
		令和7年	令和6年	増△減
火災件数		18	20	△ 2
火災種別	建物火災	9	13	△ 4
	車両火災	2	0	2
	その他火災	7	7	0
	林野火災	0	0	0
	船舶火災	0	0	0
	航空機火災	0	0	0
損害程度	焼損床面積(m <sup>2</sup> )	112	317	△ 205
	死者	0	1	△ 1
	負傷者	4	0	4

泉区内 主な火災原因	令和7年	令和6年	増△減
放火(疑い含む)	4	5	△ 1
こんろ	3	0	3
たばこ	3	1	2
火あそび	2	1	1
電気機器	2	1	1
上記以外の火災原因	4	12	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況		泉区内		
		令和7年	令和6年	増△減
救急出場件数		6,738	7,005	△ 267
救急種別	急病	4,732	4,999	△ 267
	交通事故	235	233	2
	一般負傷	1,201	1,247	△ 46
	その他	570	526	44

#### 地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	0
緑園地区	1
新橋地区	0
和泉北部地区	2
和泉中央地区	2
下和泉地区	0

連合名	件数
富士見が丘地区	1
上飯田地区	4
上飯田団地地区	3
いちょう団地地区	1
中田地区	3
しらゆり地区	1
その他	0

市連会 9月定例会説明資料  
令和7年9月12日  
市民局地域防犯支援課  
市民局地域活動推進課

## 「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」 申請期限延長にかかるお知らせについて【お知らせ】

### 1 事業の趣旨

「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、申請期限を延長することとし、各自治会町内会・地区連合町内会に向けて8月下旬に郵送にて情報提供させていただきました。

是非、本補助金のご活用についてご検討ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付しましたので、定例会等で情報提供の上、是非申請をご検討ください。

### 3 補助金の概要

#### (1) 地域の防犯力向上緊急補助金について

【変更前】10月31日（金）まで → 【変更後】11月30日（日）まで

- ・地域の防犯力向上緊急補助金の申請は、1団体につき1回です
- ・当補助金を10月1日以降に申請予定の団体は、活用予定調査票をご提出ください。  
(8月下旬郵送済み)



←市WEB  
活用事例紹介ページ

横浜市 防犯力向上



#### 連絡先

(地域の防犯力向上緊急補助金について)  
市民局地域防犯支援課  
担当 小野寺、小澤  
電話 045-671-3709 /FAX 045-664-0734  
Eメール [sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp)

裏面あり

(2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

【変更前】 9月30日(火)まで → **【変更後】 10月31日(金)まで**

- ・10月1日以降申請が可能な補助メニューは、LED照明、エアコンのみです。  
※契約・購入は、申請後に交付決定を受けてから行ってください。
- ・LED照明やエアコンの更新は、今後の電気料金の削減につながります。特に蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちのLEDへの交換をご検討ください

(参考)申請状況(9月5日時点速報値)

164件、98,327,000円(予算執行率 約61%)

※申請は先着順で予算上限に達し次第受付終了となります。ぜひお早めにご申請ください。



←市WEB  
補助制度紹介ページ  
申請様式もこちら

横浜市 会館脱炭素



【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 申請書提出・問合せ】

事務委託先 横浜市住宅供給公社街づくり事業課

TEL : 045-451-7740 Eメール : yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

**連絡先**

(自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について)

市民局地域活動推進課

担当 佐藤、笹尾

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール [sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp)